

# 総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 森 誠一

## 1 日 時

令和3年9月22日（水） 午後1時00分から  
午後4時50分まで

## 2 場 所

第4委員会室

## 3 出席した委員の氏名

森誠一、清田哲也、井上伸史、浦野英樹、玉田輝義、堤栄三

## 4 欠席した委員の氏名

志村学

## 5 出席した委員外議員の氏名

麻生栄作、木田昇、藤田正道、河野成司

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 和田雅晴、企画振興部長 大塚浩 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第76号議案については、可決すべきものと賛成多数をもって決定した。第77号議案から第79号議案まで及び第102号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。  
第74号議案のうち本委員会関係部分及び第80号議案については、さらに審査が必要として、24日に再度審査することとした。
- (2) 第7号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情31及び32について、質疑を行った。
- (4) 大分県長期総合計画の実施状況について、公社等外郭団体の経営状況等について及び大分県行財政改革推進計画の進捗状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (6) 県内及び県外所管事務調査について協議した。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	富高德己
政策調査課政策法務班	主査	甲斐諒子

# 総務企画委員会次第

日時：令和3年9月22日（水）13：00～

場所：第4委員会室

## 1 開 会

## 2 企画振興部関係

13：00～14：50

### (1) 付託案件の審査

第 74号議案 令和3年度大分県一般会計補正予算（第9号）

（本委員会関係部分）

第 79号議案 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の定款の変更について

第 80号議案 船舶の取得について

### (2) 付託外案件の審査

陳 情 31 ミャンマー連邦共和国における軍事クーデターの非難及び民主的な政治体制の早期回復について

陳 情 32 大分県版総合戦略の不当について

### (3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の経営状況を説明する書類の提出について

③公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の令和2事業年度の業務実績に関する評価結果について

④公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

⑤大分高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

⑥大分航空ターミナル株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

⑦株式会社大分フットボールクラブの経営状況について

⑧株式会社別府交通センターの経営状況について

⑨一般財団法人大分県自動車会議所の経営状況について

⑩東アジア文化都市について

⑪ i i c h i k o 総合文化センターの「グランシアタ」及び「音の泉ホール」の休館について

⑫ JR久大本線の復旧について

### (4) その他

## 3 総務部関係

14：50～16：10

### (1) 付託案件の審査

第 7号報告 令和3年度大分県一般会計補正予算（第8号）について

（本委員会関係部分）

第 74号議案 令和3年度大分県一般会計補正予算（第9号）

（本委員会関係部分）

第102号議案 令和3年度大分県一般会計補正予算（第10号）

（本委員会関係部分）

- 第 76号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について  
(福祉保健生活環境委員会及び文教警察委員会へ合い議)
- 第 77号議案 大分県税条例の一部改正について  
(農林水産委員会へ合い議)
- 第 78号議案 大分県産業廃棄物税条例の一部改正について  
(福祉保健生活環境委員会へ合い議)

(2) 諸般の報告

- ①令和2年度大分県内部統制評価報告書の提出について
- ②公社等外郭団体の経営状況等について
- ③公益財団法人大分県自治人材育成センターの経営状況を説明する書類の提出について
- ④大分県行財政改革推進計画の進捗状況について
- ⑤過疎地域持続的発展県計画(案)について

(3) その他

4 協議事項

16:10~16:15

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県内・県外所管事務調査について
- (3) その他

5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**森委員長** ただいまから、総務企画委員会を開きます。

なお、本日は、志村委員が欠席しています。

また、委員外議員として麻生議員、木田議員、藤田議員、河野議員が出席しています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案7件、報告1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより企画振興部関係の審査に入ります。

まず、第74号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第9号）のうち、企画振興部関係部分について、あわせて関連のある第80号議案船舶の取得について、執行部の説明を求めます。

**大塚企画振興部長** それでは、第74号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第9号）のうち、企画振興部関係について御説明します。

総務企画委員会資料の1ページを御覧ください。

左から3列目、補正額（B）の一番下、合計の欄にあるとおり、今回1億1,300万円の増額をお願いするものです。

左の既決予算額（A）の一番下、79億6,749万5千円と合わせると、一番右下にある補正後予算額（A）＋（B）は80億8,049万5千円となります。

これは、決算剰余金の一部を芸術文化基金に積み立てるほか、ホーバークラフトの造船事業者が入札により決定したため、船舶の設計及び建造に係る監理・監督業務を委託するものです。

各事業の詳細については、担当課長から説明します。

また、第80号議案船舶の取得については、この補正予算案に関連するので、あわせて担当課長から説明します。

**足立芸術文化スポーツ振興課長** それでは、令和3年度大分県一般会計9月補正予算の芸術文化スポーツ振興課関係について御説明します。

令和3年度補正予算に関する説明書（補正第9号）の11ページをお開きください。

第2項企画費のうち2企画調査費の芸術文化スポーツ振興課分、芸術文化創造発信事業費8千万円です。

これは、芸術文化ゾーンにおける魅力ある事業展開や芸術文化施策の安定的な財源確保に向け、決算剰余金の一部を芸術文化基金に積み立てるものです。

**遠藤交通政策課長** それでは、続いて第80号議案船舶の取得について説明します。

令和3年9月大分県議会定例会議案の26ページと、資料の2ページをあわせて御覧ください。

資料2ページ一番下にあるように、ホーバークラフトの造船事業者について、7月1日から一般競争入札による公募を行ってきましたが、8月12日に開札を行い、イギリスのグリフォン・ホバーワーク・リミテッドを落札者に決定しました。その後、8月23日にグリフォン・ホバーワーク・リミテッドと船舶購入に関する仮契約を締結しています。

資料中ほど左側の入札結果を御覧ください。今回調達するのはホーバークラフト3隻で、落札金額は41億6,486万6,616円です。なお、本入札の予定価格は42億977万円でした。

今回、船舶の取得に関しては、大分県県有財産条例第2条に規定する予定価格7千万円以上の動産の買入れにあたるので、本定例会において議決をお願いするものです。

続いて、資料3ページをお開きください。

9月補正予算の実施内容について説明します。

一般競争入札により造船事業者が決定したので、船舶の取得についてお認めいただければ、その後、船舶の設計及び建造を進めることにな

ります。そこで、船主として県が実施しなければならない監理・監督業務を委託するための予算として3,300万円と、あわせて債務負担行為7,700万円をお願いするものです。

ホーバークラフトは極めて特殊な構造の船舶なので、県が求める仕様書どおりになっているかといった設計図書の審査と、建造開始から完成に至るまでの工程確認や検査など、船舶引渡しまでの監理・監督業務について、ホーバークラフトの専門性を有する民間事業者に委託したいと考えています。

委託期間は、本定例会後の本年10月から、3隻目のホーバークラフトが完成して引渡しを受ける令和6年1月までを予定しています。

船舶の設計・建造に10月から着手する予定にしており、令和5年度中の運航開始の実現を目指し、取組を進めていきます。

資料4ページと5ページに、グリフォン・ホバーワーク社の概要を参考資料として添付しています。ホーバークラフトの建造を始めてから、これまで43か国に180隻以上を納入するなど、世界屈指のシェアを占めており、パイロットやエンジニアの養成部門とトレーニングメニューも有しています。

また、この大分空港海上アクセス整備事業に関して、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で4月に一度延期していた西大分地区での地域説明会を、7月19日から21日まで3日間かけて開催したので、その結果について報告します。

資料は、6ページを御覧ください。

西大分の発着予定地に近い春日、八幡、中島の3校区の住民や事業所の方々を対象に説明会を開催し、3日間で121名に御参加いただきました。

説明会では、海上アクセスの導入意義やホーバークラフトに船型を決定した経緯などのほか、ホーバークラフトからの発生音と対策について、シミュレーション結果や遮音壁の設置による低減効果などを説明しました。加えて、旅客ターミナルを中心としたベイサイドエリア一帯でのにぎわい創出などについても説明を行い、御意見や御要望をいただきました。

主な意見、要望等を資料7ページにまとめているので御覧ください。

いただいた意見や要望は、発生音、水しぶき、アクセス道路、にぎわい創出の大きく四つです。

周辺住民から特に心配の声が多かったのは、ホーバークラフトからの発生音です。イギリス現地での計測音をもとに行った県のシミュレーションでは、大分市条例の基準を十分クリアできる見込みとなっていますが、運航開始後も継続的にモニタリングを行いながら必要な対策を講じていくことや、早朝・夜間の運航の在り方について、今後、運航事業者と相談しながら決定していくことなどを説明しました。

水しぶきについても、近隣マンションの住民を中心に心配の声がありました。これについては、エプロンと呼ばれる飛沫対策の部品を船舶に装着することで、海面から巻き上がる水しぶきの量そのものを軽減させる予定であることや、発着地に設置する遮音壁の高さを飛沫が想定される高さまで持ち上げる計画であることなどを説明しました。

発着地へのアクセス道路については、特に春日浦交差点からの進入路の拡幅に関する要望があったので、道路を管理する大分市とも協議しながら、今後検討を進めていくことなどについて説明しました。

また、にぎわい創出については、海上アクセスの導入を起爆剤として、西大分地区の発展を期待するという御意見をいただきました。ターミナル施設を活用したにぎわい創出の方策について、今後、ワークショップを開催するなどして地域の方々と一緒に議論を深めていきたいと考えています。

なお、説明会については、これで終わりということではなく、事業の進捗など、今後も必要に応じて継続的に開催していきたいと考えています。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんから質疑はありませんか。

**堤委員** 今のホーバーの関係ですが、先日来、このホーバーについて、私も説明会に行き、い

ろんな意見を聞いたし、特に経済効果が614億円ということで、かなり大きな数字ですね。個別にはいろいろ数字を出していますが、20年間、第一交通が安定的な経営をするというのが前提条件ですね。大分県が当然赤字補填しないことになっていますから。そのときも言いましたが、結局20年間の安定運営、運航についての監視というか、公認会計士が入ったり、中小企業診断士とかの経営分析とか、いろんな課題をこれから県としても責務を負っていかねばならないと思います。そういう点がどうなのか。今後20年間の安定運営、つまり614億円をもし達成しなければ当然赤字になるから、そういう対策等について考えているのかが一つ。

それと、船舶の設計の中で、障がい者用が1席以上となっていますが、多分、今検討されているのかな。国交省とも相談すると言っていたのですが、何かそこら辺で方向性が出ているのであれば、それも含めて教えてください。

あと騒音も、私も前に、昔のホーバーの近く、1キロメートル以上離れたところに住んでいましたが、やはりかなり音がします。確かに今回のはかなり音が低減されると聞いています。いつも心配しますが、経年劣化によっても部品が内製化で早急に変わっていけばいいですが、仮にそうならなければ、やはり音というのはディーゼルエンジンで、古くなれば音も大きくなるから、そういう対策は今後、県としてどうしていくのか。

あわせて、住民への情報公開について。モニタリングをすると言っていたのですが、やはりあそこに壁か何かに騒音——工事現場でよくありますが、ああいうのを設置するのも一つの方法ではないかと思えます。そこら辺検討されたかどうかを少し聞きたいです。

**遠藤交通政策課長** 四つ質問をいただきました。

まず一つ目の20年間の安定運航ができるか、県としてもしっかり確認していくべきではないかという御質問かと思いますが、まず前提条件として、今回の海上アクセスを導入するにあたり、運航事業者を昨年公募し、その際、有識者

や中小企業診断士の方等にしっかりと第一交通の財務状況等について確認しました。

加えて、今回、上下分離ということで初期投資が非常に抑えられます。収支のシミュレーションをし、年間30万人から40万人の利用を確保することを前提に収益が確保できると現在思っています。

その上で、委員仰せのとおり、運航開始した後が一番重要だと思っているので、運航開始したら、第一交通に全て任せるわけではなく、県としても経営状況等についてしっかりチェックしていきたいと思っています。我々もホーバーの利用促進とか空港そのものの利用促進等についても尽力し、空港のパイを増やすということについてもしっかりやることで、20年間の安定運航を確実に実現できるようにしたいと思っています。

二つ目の障がい者の利用については、以前も委員から御指摘いただいております、具体的には今後の設計段階で検討することになってはいますが、やはりこれからの時代、障がい者にしっかり配慮した取組を進めていくことが大事だと思っています。既に福祉保健部とも連携して、障がい者団体に対する説明を現在行っており、具体的には大分県社会福祉協議会とか大分県身体障害者福祉協会、盲人協会、聴覚障害者協会、自立支援センター等を直接訪問し、今説明していて、今後、障がい者の皆さまの御意見や御要望を伺うようなアンケートを実施したいと思っています。

また加えて、今後、障がい者も含め、地域住民を対象にターミナル施設に関するワークショップも開催していこうと思っており、そこに障がい者も来ていただき、バリアフリーに対する意見をいただいて、最大限反映できる場所はしっかり反映し、御理解をいただけるような取組をしていきたいと思っています。

続いて、発生音の関係です。こちらについても、昔のホーバーと比べ、プロペラの大きさが1メートルぐらい大きくなって、回転数も半分になるということで、以前のものより音は低減されていると考えており、イギリスで調査を行

った結果に基づき、シミュレーションを行うと、大分市の騒音防止条例の基準を十分クリアできることを今のところ確認していますが、委員御指摘のとおり、就航後、果たしてそれがしっかり守られているのかどうかをモニタリングしつつ、仮に守られていたとしても、やはり住民の皆さまの御要望や御意見をしっかりと聴くという意味では、モニタリングをしていくことが大事だと思っています。

実際にどのような形でモニタリングをしていくかについては、これから検討したいと思いますが、委員が御指摘のような定点的な部分にそのような騒音装置を設けるやり方がいいのか、定期的に測定するやり方がいいのか、又はどのような場所に設けるのがいいのかを含め、そこはしっかり今後検討したいと思います。

あと、プロペラの経年劣化の部分についての御心配の御意見をいただきました。プロペラについても、しっかり日々のメンテナンスをしていくことがまず大前提です。その結果、騒音防止条例の基準を満たさなくなっていれば、それは運航してはいけないというわけなので、そこはしっかり騒音防止条例に基づく基準をクリアできているかも確認しつつ、またしっかりと日々のメンテナンスを行うことで、その発生音については決められた基準内に収まるよう、運航事業者に対してそこを遵守するように働きかけていきたいと思っています。

**堤委員** 一番心配なのは経営ですね。第一交通は御存じのとおり、旅客運送とマンション、不動産等かなり手広くやっていますが、こういう御時世ですから、今、タクシーなんかは非常に厳しくなっていますね。不動産もそんなに流動的でもないし、つまり経営というのは常に上向いたり、下向いたり、いろいろするわけです。その中で、ホーバーが黒字なのか赤字なのか、非常に大きな経営の問題になってくると思います。そういう点では、当然20年間ですから、決めた我々はいない可能性が高いわけですね。そういう点では、今決めた皆さん方の責任は大きいわけですね。そういうところのチェックをちゃんとしていくことは、ぜひくれぐれも要望

しておきたいと思うので、その点よろしく願います。

**清田副委員長** 第80号議案、ホーバークラフトに関して伺います。

入札の過程に関してです。ホーバークラフトという特殊な物品の調達ということで、国内企業もなかなか現在、建造実績があるところがない、また世界的に見てもグリフォン社が一番実績があるということで、結果だけ見ると、非常にいいところが契約相手になったのかなと思います。それゆえ、WTOの一般競争入札ということで、入札の形態としては一番開かれた公平、公正なやり方であるという理解はしていますが、調達する目的物の特殊性ゆえに、逆にグリフォン社じゃなければなかなか応札しづらい、参加しづらい仕様になっていたのじゃないのかと、そこにちょっと疑問があるので、その点、説明いただきたい。

また、実際に国内、国外からの入札に参加しようという動向——結果的に参加していないというのは構わないですが、問合せとか参加しようという意欲があった業者がほかにいるのかどうか、まずその2点に関して説明をお願いします。

**遠藤交通政策課長** まず、1点目の今回の一般競争入札の仕様の設定について適切なものだったのかどうかということについては、今回、入札の公告をするにあたり、仕様書を作成していますが、その仕様については、船舶の長さ、幅、高さ等のサイズの基準とか最大搭載人員を80人以上とすること、また最高速度を45ノット以上とすることなどのほか、旅客用のホーバークラフトに必要な設備とか装備品などを発注支援業務の委託先であった三井E&S造船株式会社と、また管海官庁である関東運輸局にも確認しながら、標準的な仕様として設定したので、特定の造船事業者でしか取り扱うことができない装備品を指定し入札参加者を限定するものはなかったと考えています。

また加えて、今回、一般競争入札ではありますが、同種同程度の性能を有する船舶を建造した実績を有する者とか、操船やメンテナンスに必要な教育訓練を行うことができるといった要

件を設定していますが、こちらについてはホーバークラフトは極めて特殊な船舶になるので、運航の安全性や取引の確実性を担保するためにこのような参加要件を設定しました。

こちらの参加要件を設定することについては、地方自治法の施行令においても、一般競争入札に参加する者に必要な資格として製造や販売等の実績、又は技術的適性の有無を要件として定めることができるとされていることに基づき、必要最小限の参加要件を設定したので、法令又は制度に厳格に基づいて適切に入札し、応札がされたものと理解しています。

あと、二つ目のグリフォン・ホバーワーク・リミテッド以外から問合せがあったかという件です。具体的な事業者名は差し控えますが、オーストラリアにある造船事業者から1件問合せがありました。入札参加の手続とか必要な書類についてメール等でやり取りしましたが、結果的に入札への参加はなかったとなっています。

**清田副委員長** 質問は最後にしますが、今後、契約議案ですので、契約して、実際建造に入っていきますが、建設工事とか当然請負で契約した後に、自然が相手なので、変更の増額とか、当初想定していなかったことに対する増額、減額がありますが、今後、建造過程で、例えば、何か部品の値上がりとか、事情はいろいろあるでしょうけど、変更の増額、減額への対応というか、その辺の想定はどのようにしているか教えてください。

**遠藤交通政策課長** 契約金額について、今後増額する可能性があるかという御質問をいただきました。

今回のホーバークラフトの取得については、公共工事とは違い、物品の購入という契約になるので、基本的に契約金額の変更増額ということについては想定していません。

実際にホーバークラフトを建造していく段階になると、これは大分県で走らせる船舶になるので、日本国政府（JG）の型式承認を受けた艀装品等に変更を行い、国内の部品への付け替えをすとか、そのような費用が発生しますが、そこも含め、契約金額として設定しているので、

変更増額することはないと考えているし、また支払については、全て日本円建てで行うことにしているので、県で為替リスクを負わない契約となっています。現在のところ、契約金額の変更増額については想定していません。

**清田副委員長** 契約議案で、入札の過程に瑕疵がないと判断したわけですが、最後ちょっと要望です。ある意味、期待と不安が入り交じる議案です。今後、利用者の皆さん、また県民の皆さんに末永く愛されるような運用を望みたいし、あくまで個人的な希望ですが、いわゆるCO2の関係もあるので、技術開発が伴えばですが、大分県が進める水素燃料と水素エンジンについてか乗せ換えられるような、そういう夢のあるところを見据えた形での運用をお願いします。

**玉田委員** 私からは、現状の交通業者に関する件です。説明資料の中では、今走っている大分交通の関係が言及されていないので、話はされていると思いますが、今の段階でその話の状況等について報告できることがあれば教えてください。

**遠藤交通政策課長** 今回ホーバークラフトを導入するにあたり、西大分の発着所に500台程度の無料駐車場を設けることを前提としており、自家用車やレンタカーからの転換を主に図りたいと考えていますが、御指摘のとおり、空港バスからのホーバークラフトへの転換も予想されるということです。

そこで、バス事業者とともに、定期的に意見交換を行う場を既に設けており、情報共有を今図っています。もちろん、今後、料金設定等においてどのようなシェアになってくるかということが変わってくることもありますが、空港バスとのシェアについては、今回のホーバークラフトの導入により、10年前運航していたときと同じようなシェアに収束するのではないかと考えています。

ただ、いずれにしても、大分空港の利便性を向上させていくためには、海上アクセスと陸上交通の、陸路と海路の二つのネットワークがあって大きな効果を発揮すると思っており、バス事業者についても同じような考えをいただいて

いるので、今後、バス事業者とはお互いウィン・ウィンになれるような西大分地区から大分駅までの二次交通とか欠航時の対応も含め、これから開業するまでの間にお互い納得する形で協力できる体制をしっかりと整えていきたいと思っています。

**玉田委員** 大分交通はエアライナーだけ運行しているのではなく、過疎路線も含め、経営の中で運営されているということで、例えば、地域のバス路線に対する影響等も我々は心配しているところがあり、協議の中では、当然ホーバーが影響する部分での協議だと思えますが、その先の過疎路線への影響等についても、これから議論したり、チェックしていただきたいと思いますが、その辺はいかがですか。

**遠藤交通政策課長** 委員が御指摘のように、バス会社は黒字のところの利益で過疎をはじめとする赤字路線を補填する形で事業を成り立たせているという実態はありますが、路線の維持については、各個別の路線ごとに地域の交通事業者、住民、関係者が集まって、それをどのように維持していくかを協議することがまず大事だと思っています。そういう意味では、大分県においては、県内を6圏域に分け、現在、地域公共交通活性化に向けた地域公共交通網形成計画をつくり、その中でどのように再編、また維持していくかを議論しているので、基本的には過疎のバス路線については、その路線に着目し、しっかり議論していくのが前提だと思っています。またそれによる影響が全くないのかは、御指摘のとおり、あると思っているので、その論点も含め、現在バス事業者と設けている意見交換の場で、意見交換とか情報共有等をして、テーマとしては取り扱っていききたいと思っています。

**玉田委員** 県下全体での総合的な交通政策の中で過疎路線を考えていくということも当然ある。当然というか、それが通常だと思いますが、今回、こういう大きなプロジェクトが入ったときに、その影響が及ぶのではないかと想定される場合、もちろん切り分けながらも、その辺の議論も並行して行ってほしいと思っています。

**浦野委員** 地域説明会について、私も1か所参加しました。今回、最初の地域は、どちらかというと、発着所の近くで、関心が騒音とか水しぶきということが多かったのかなと思いますが、逆にそれ以外の地域の方の話を聞くと、利便性がどれぐらいよくなるのかということに関心を持っている方が多いのかなと思っています。

例えば、よく聞くのは、ドア・ツー・ドアで空港へ行くと。家を出てから空港に行くなら、ホーバーの発着所に車を置き、ホーバーが出るのを待って空港に行くのと、家を出て、そのまま空港の駐車場に止めるのでは、あまり時間が変わらないじゃないかという意見を結構いただきます。

あと、大分市内中心部で仕事をされているビジネス客もバスに乗って行った方が早いということも聞いています。ホーバーとバスと自家用車、全体像を含め、どれぐらいの利用の状況になるか、改めて精査した方がいいのじゃないかというのを改めて感じます。それが1点。

今、バスの話が出ましたが、バスについては相互に補完し合うような関係になると思います。補完すると同時に、競合する部分もある。競合するとなった場合、ホーバーは船体は県が所有していると、バスの場合はそうではないわけですね。民業圧迫と言うと大げさかもしれないですが、健全な競争というか、競争であるとかすみ分けができるような環境をつくっていくべきではないかなという気もしますが、そのあたりどうでしょうか。

**遠藤交通政策課長** 二つ御質問いただきました。

一つ目の御質問は、委員が御指摘のように、地域住民以外の方にとってホーバークラフトがどのように利便性が向上するものか分からないといった声を聞かれるということで、我々も少しPRとか情報提供のやり方をしっかり工夫しなきゃいけないと思っています。

その上で、やはりそれぞれのライフスタイルに応じ、ドア・ツー・ドアで考えたとき、ホーバーを使う方がいいのか、エアライナーを使う方がいいのか、また自家用車で行く方がいいのか、また料金のトータル的なコストというところ

ろも含め、それぞれのライフスタイルによって異なってくるかと思っています。

そういう意味で、昨年の調査結果がありますが、ホバークラフトの利用状況調査については、平成30年度の国内線の利用者数187万人を対象として、現在30万人から40万人台を見込んでいて、もちろんインバウンドについては含めていないので、インバウンドの方々の利用というのも見込めるのではないかと思っています。

ただ、やはりさきほど申しましたが、陸路と海路、あらゆる選択肢を県民に提供することが重要だと思っています。ビジネスユーザー、観光客、それぞれ選ばれる思考も違うと思っているので、そこは一概に申すのは難しいと思っていますが、いずれにしても、30万人から40万人台の利用が見込めていると思っているので、そこを確保できるようにしっかりとやりつつ、まだ県民の皆さんがどうよくなるのか分かっていない部分があるという御指摘だと思っているので、そこはしっかり説明を工夫していきたいと思っています。

二つ目の競合する交通ネットワークについて、一方には上下分離という形で県はお金を出しているというところではありますが、これについては非常に難しい論点だと思う一方、バス会社に対しても運行欠損額の補填とかバリアフリー車両の導入とか、必要な公的資金を入れていて、それがどのような形で入れるかという違いかなと思っています。

ただ、先方からすれば、上下分離というスキームと完全民間というスキームについての疑問はお持ちの部分もあると思っているので、そこについても既に大分交通からもいろいろ意見交換する中で議論しています。

いずれにしても、こちらについてもバス事業者と県、又は運航する第一交通との間で両者が協力し、お互い納得する形で、ウィン・ウィンになれる形をしっかりと議論していきたいと今考えているので、引き続きしっかりとやっていきたいと思っています。

**浦野委員** 今二つ質問しましたが、どちらにし

てもやはり利用が伸びないと、事業の継続の話にならないわけで、それぞれの事業者、自家用車の利用者も含め、大分空港の利用が増えるためにアクセスがこのようなになったという全体像をもっと分かりやすく今後も伝えていただけたらと思います。要望です。

**井上委員** 以前、採算ベースがどの程度だったら合うのかということ質問したと思いますが、そういった表があれば提出していただければありがたいと思います。

それと、操縦する方々の訓練について、結構パイロットをトレーニングするのは大変だろうと思いますが、そういう方はいますか、すぐできますか。100時間の訓練を受ければできるということですが、そういったことでよろしいですか。パイロットの養成についてどう考えているか。

**遠藤交通政策課長** 実際にグリフォン・ホバーワークは造船事業だけではなく、しっかりとパイロットの訓練、トレーニングをするメニューを用意していて、資料を見られたと思いますが、座学に加え、100時間の操船訓練を行うことで、基本的には操縦はしっかりとできると。これはほかの国に対しても同じような教育を行った結果、このような時間とメニューでやれば問題ないという実績が積み上がっていると思っているので、そこは今後、トレーニングをどのような形でやるかについては、運航事業者である第一交通とも相談し、そのやり方については、先方のグリフォンとも相談して進めていきたいと思っています。

**森委員長** 委員の皆さん、ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** それでは、委員外議員の皆さまに今から質問を許可しますが、長時間にわたらないようにお願いします。

**木田委員外議員** ポイントはアフターコロナの航空需要をどう今見極めているかというところだと思います。

当然ホバーが走る頃はアフターコロナであってほしいわけですが、大分の人口が今回、5

年間でも4万2千人弱減っている、今後、人口ビジョンでも減っていく局面が20年間続きますが、その中で、ビジネス需要も今オンラインで出張がかなり減っている状況の中、さきほどの180万人をどうつくって支えていくかという明確な考え方もはっきり示していただきたいというのがあります。

まずは新規路線、国内、国際の新規路線の拡大と、関東方面からどうやって旅行客を呼ぶのかということ、あと宇宙港をどう成功させるか、そのほか何か考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

**遠藤交通政策課長** まず、航空需要の今後の見込みがどうなっているのかという点については、非常に大事な観点だと思っていて、一番信頼できる現在の分析が、世界の大手航空会社が加盟している国際航空運送協会、IATAが本年の5月末に発表した最新の旅客需要予測動向によると、2023年の段階で、令和5年にはコロナ前の数字を上回る105%、5%増との見通しが示されています。その予測では、その後、2030年までの間、平均約3.9%の成長率で利用者が増えていくだろうという成長曲線を描いています。

今回、IATAの分析について、世界の航空需要を見ると、この40年間、ずっと基本的には右肩上がり成長を続けてきており、コロナ前の20年間を見ると、平均5.1%で航空需要はこれまで伸びてきている。その間、リーマンショックとかSARSとか米同時多発テロとか、そういう外的要因で利用者が減少したという影響もありますが、その後、当初描いていた成長曲線どおりの成長をするという曲線に収束している動きで、ずっと右肩上がり来ています。

日本の国内の航空旅客の人数についても、基本的にはIATAが出している成長曲線と同じように、これまで右肩上がりずっと上がってきており、東日本大震災のときは落ち込みましたが、それらの要因以外では右肩上がりを基本的にはしており、コロナの前の最後の2018年には過去最高の国内旅客の利用者を更新して

いた状況なので、航空産業については、引き続きこれから右肩上がり成長していくようなトレンドになるということは、これまでの実績等を踏まえれば、非常にこの確率性は高いのではないかとIATAの分析では考えています。

その上で、かと言っても、じゃあそれで100%そうなのかという御指摘だとは思いますが、だからこそ、行政としては、そのようなリスクをいかに最小化していくかということをおわせて取り組んでいく必要があると思っています。

その上で、ホーバークラフトを造って、ただそれで空港は活性化するかといたら、そうではないと思っており、それら以外の取組をおわせてやるのが大事だと思っています。

議員から御指摘があった宇宙港のプロジェクトもそうですし、今後、空港運営自体の在り方を含めるコンセッションの検討もそうですが、今後の大分空港をどのように活性化させ、どのような取組をしていくか、そういうことに向け、今年度、県内の関係する経済界、観光、交通事業者等の皆さんにお集まりいただき、これから10年、20年先を見据えた大分空港の将来ビジョンを策定し、その中で大分空港の利用者をどのように増やしていくか、その取組内容も含め、そういうビジョンをつくり、それを実現させていくことをおわせてやっていきたいと思っています。

そのように並行して、総合的に大分空港の活性化を進めることで、大分空港の利用者が増えれば、もちろんホーバーの安定的な旅客を確保することもできると思っているので、しっかりそちらについても取組を進めていきたいと思っています。

**木田委員外議員** 人口ビジョンは企画振興部でお持ちですよね。20年間の大分県の人口がどれだけ減るかというのは分かっているわけで、となると、外から来る人をどれだけ増やすかが大きなポイントだと思います。

昨日、商工観光労働企業委員会で発言しましたが、次期ツーリズム戦略に名古屋より東、北からの誘客にどう取り組むかという姿勢は書き込まれていないわけですね。大分の観光動態を

見ると、ほとんど関西以西です。そこをやらないと、飛行機で来るお客さんは増えない、航空需要は支えられないと思うので、そこは他部局としっかり連携してつくってもらおうという明確な姿勢は出してもらいたいと思います。

長崎空港、熊本空港、宮崎空港も皆300万人空港です。大分は180万人ですが、そこをもう少し頑張るような方針を示していただかないと、このホーバーの20年間というのは大変心配される方が多いと思うので、その辺ははっきり今後示していただきたいと思います。

**森委員長** 要望でよろしいですか。（「はい」と言う者あり）

今、木田議員のときに答弁された需要予測等については、何かしらそういった紙ベースで分かる資料とかありますか。今、遠藤課長が言われた内容をきちんとペーパーで表現したようなもの。

**遠藤交通政策課長** さきほど私が発言したIATAの分析等については、資料があるので、後で別途提出と言うか、説明したいと思います。

**森委員長** よろしくをお願いします。

**河野委員外議員** さきほどからの議論にもあったとおり、上下分離方式に伴って民間事業者が実際それに応募したということからしたら、自主的な経営判断に基づく、例えば料金設定とか、運航のスケジュールとか、そういったことをどこまで県との間で協議し、県はそれに関与できるか。そしてまた、第三者となる大分交通との間で、実際に利害調整をするというのは誰がやるのか、こういった部分について見解があれば教えてください。

**遠藤交通政策課長** 今回、上下分離というスキームを採用してはいますが、こちらは運航を民間にお願いをするという形で、あくまでこれは県の事業だと思っています。そのような意味で、運航のスケジュールとか今後の料金設定とかダイヤも含め、しっかり県が関与していくことは絶対必要なことだと思っており、また、県内の関係する交通事業者との調整も含め、そこもしっかり県が間に入って両者を取り持つ等のことも主体的、主導的にやっていく必要があると思

っています。

**河野委員外議員** 県が主体的に関与するという話であれば、これは地域住民からの要望一つとっても、県が実際にそれに応えていく、実現していく、例えば、様々な騒音対策一つにしても、そういった立場に立つということによろしいでしょうか。

**遠藤交通政策課長** そのような理解で問題ないと思っています。

**麻生委員外議員** 私からは、委員外議員ですが発着地が地元ということもあり、塩害とか騒音とか渋滞とか、いろんな心配もありますが、今回、県単財源で41億円、何よりも優先し、この時期にこのような議案上程をしてくると、そういった優先順位が高い、あるいは何でここまで急ぐのか、正直疑問を感じています。

そういう中で、宇宙港の選定に関わる関係で、海上アクセスが条件としてヴァージン・オービットから出されていたのか、心配になったので商工観光労働部長に確認したところ、そういった条件はないということを確認しています。

そういう中であって、この事業を何でここまでこのコロナ禍に急ぐのか、本当に信じ難いと思っています。そのことをまず申し上げ、私なりに海上アクセス研究会の4回の協議録並びに海上交通アクセス調査業務報告書並びに国交省の西日本の空港の利用実態調査報告書、こういったものをずっといろいろ調べた上で、今回の船舶売買仮契約書、こういったものを手に入れてチェックしました。委員の皆さん方はもう既に全て細かくチェックしておられるだろうと思うので、ぜひこの辺、再度目を通していただき、問題がないか確認いただければ幸いです。

そういう中で、コンコルドの誤びゅうという言葉はもう皆さん御承知だと思いますが、一度事業に着手し、投資を続けて回収しないといけないということで、どんどん傷口を広げていったと、正しくホーバークラフトの誤びゅうになりはしないか。それに県議会が承認したということになると、それに我々が加担することになるわけで責任重大です。

そういう意味において、今回、何でこんなに

急ぐのかなという中であって、空港利用需要の激変が起こっているわけですね。そして、さきほどの需要予測といっても、そのバックデータと言うか、前提条件は何も示されていない。そして、既に契約している第一交通が運営予定会社ということですが、恐らく財務についても昨年から激変しているのじゃないか、そういった確認報告も聞いていません。

そういった状況の中で、もう一度原点に戻って、最初からこの議論についてチェックしていく必要があるかと思います。当初は陸上交通で杵築駅までJRで、利用者は県外の方が多い。しかも、乗換えに慣れているということで、JR20分、特急バスで20分、そこから空港道路を4車線化し、15分で接続というような案があったかと思います。こういった投資と高速船とジェットfoilとホバーという三つの海上アクセス、この四つのトータルのデータ比較を常任委員会ですっかりやっていたら幸いです。

そこで、海上交通アクセス調査業務報告書の3の51ページに、1人当たりの年間人件費がいくつか例が示されていますが、ホバークラフトの船長、運転士は、人件費年間1,500万円ほど、あるいは1千万円から1,500万円というような報告を受けています。そういった意味で、船長の人件費はどのあたりか。また、さきほど報告のあったイギリスまで訓練に行くといった場合、このコロナ禍で、新たな採用者が訓練にいつからどういう形で行くのか、イギリスまで行けよということについての基本的な考え方についても伺いたいということを指摘しておきます。

それから、今四つの一括比較表を公表して分かりやすく説明してほしいということを申しましたが、調査報告書の5の7ページの一番最後に、運航船舶の建造費については、有限会社江藤造船所へのヒアリングに基づき、代表的な値を記載している。なお、動く歩道、接続バス、駐車場のよう発着口ごとに費用が異なる項目については、比較表内では省略したとあります。この省略した部分もしっかり記載した上での比

較検討が重要であることも指摘しておきたいと思います。

いずれにしても、私の地元地域の方からは、渋滞が今でもひどいの心配だという話があります。大分市とも協議を進めると言っていますが、まだ協議は入り口に入ったばかりという段階と伺っています。当然これは道路財源にも影響するわけで、こういうのは総合計画に突然出てきたものでした。大分市の総合計画には一切この部分はないわけで、豊ちゃくとか大分市の道路整備計画にも影響を与えるわけで、こういった部分も全く決まっていな中で、この契約を認めていいのか、私は議員として大変疑問に思っています。

あわせて、さきほど関東運輸局という話が出ましたが、大分ホバーフェリーが運航しているとき、波の高いとき、当初25分という運航時間の表記がありましたが、5分以上の遅れ、あるいは10分以上の遅れが何%あるということで、利用者から大変なクレームが九州運輸局に寄せられ、現地調査を行って、業務改善命令、この25分という表現の改善命令も出されているケースが何度も起こっています。今の地球温暖化の中で、波の高さも激変している、そういったことに対するデータによる説得力のある——25分で本当に着くのか、極端な話が、今、大分駅から空港まで50分でバスで行き着くわけですから、これが果たして何分短縮できるかという根本の部分にも大きな問題が生じているのではないかと思います。

以上、委員外議員なので、指摘だけ申し上げ、委員の皆さん方、十分チェックをして審議していただき、必要とあれば継続審議も含め、そんなに急ぐことではないのではないかと私は思います。

そういったことも含め、現時点では私は一議員として、この議案については賛成しかねることを明確に申ししておきます。

**遠藤交通政策課長** たくさんの御指摘ありがとうございます。

いただいた御指摘については、今後、答弁の形で対応していくか、しっかり検討していきたい

いと思います。

1点、なぜ急ぐのかというところだと思っていますが、我々としては、平成30年に海上アクセス研究会を立ち上げ、導入実現可能性についての結果を踏まえ、これまで検討してきた、令和2年3月にホーバークラフトに絞って、その後、運航事業者の確保とか造船事業者の見込み等の調査を行ってきて、一步一步必要な手続を着実に取ってきて今に至っているものと認識しています。

現在、コロナという状況ですが、これからのアフターコロナを見据えた地方創生とか社会経済の活性化、こういうものを踏まえ、いかに今の状況からテイクオフしていくかを考えたとき、何もしないでそのまま回復を待つのか、それともしっかりと将来を見据え、付加価値を付け、大分にしかない、ほかには負けない付加価値を付ける準備をするのかということが大事だと思っています。

そういう意味では、空港の活性化はこれからの交流人口の拡大、産業基盤の拠点になる場所ですので、ここの活性化というのは喫緊の課題だと思っています。いただいた御指摘についてはしっかりと対応した上で、引き続き、着実に実現に向けた整備を進めていきたいと思っています。

**麻生委員外議員** 申し訳ありません。ただいまの課長の答弁について、私は全く納得できない。なぜコンコルドの誤びゅうと言ったかという部分をしっかりと受け止めていただき、大塚部長の方にお伺いします。

このコロナ禍になぜ県単事業としてこのような形でこの事業に41億円というお金を——ほかにコロナ禍で困っている県民はいっぱいおられるわけですね。そっちの方を優先すべきではないかという議論が今回の予算編成段階でどのようにあったのかを伺います。

**大塚企画振興部長** コロナ禍で、いろいろな行政の役割、当然、足下のコロナ対策をどうするのか、それと遠藤課長が申しましたが、それだけではなく、やはり中長期的な視点での地方創生をどう進めるか、それにどう布石を打っていく

のか、やはり当面と中長期を考えるべきだろうと思っています。

今、麻生議員からコロナ禍の県単で41億円を使う、もっとほかに使える方策があるのじゃないかと。当然そこは福祉保健部、農林水産部、商工観光労働部、いろんなどころでいろんな皆さんから話を聞く中で、それぞれ対策を取ってきています。

このホーバーについては、やはりコロナ禍ではありますが、そこはいろんな影響もしっかり踏まえて、地方創生、将来に向けての布石をしっかりと打っていきたいということで提案しています。御理解いただければと思います。

**麻生委員外議員** いずれにしても、我々は新しいイギリスのホーバーに乗ったこともないし、見たこともない、音がどうだとか、そういった判断基準を持ちません。さきほど614億円の経済効果があると言いつつ、その前提条件のバックデータとか前提条件を一切示さない中では判断できかねるので、そういった部分を含め、私もそれなりに理解しているし、これまでにホーバーそのものの調査段階までは承認してきた、予算も承認してきた責任もありますが、現時点での説明と進め方について、明らかにコンコルドの誤びゅうになりかねないので、現時点ではとてもじゃないが承認できかねるということだけを申しておきます。

**森委員長** そのほか、委員外議員の方ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** これまでの議論を通じて、何か御意見ありませんか。

**堤委員** 今の麻生議員の意見は、やっぱり大事なんだよね。実際いろんな情報——紙ベースで1枚2枚、例えば614億円の経済効果とか航空需要の予測の折れ線グラフとか、そういうのはもらっているんだけど、バックデータとかはほとんど見てないよね。そういう意味では、シビアな指摘だと思うんだけど。

ちょっと休憩して、今後どうするか検討しては。

**森委員長** 委員でですね。堤委員から意見をい

ただきました。

そのほかありませんか。

**井上委員** 委員外議員でもあるけれども、地元議員がそれだけいろんな意見があるということは、多少尊重しないといけないと私は思うので、その辺のところをどうするか、ちょっと時間をもらって話したらどうですか。

**森委員長** それでは、今、意見をいただいたので、一旦この委員会を休憩し、委員協議を行いたいと思います。

暫時休憩します。

午後 2 時 0 4 分休憩

〔委員外議員、企画振興部退室〕

〔委員間で協議〕

〔委員外議員、企画振興部入室〕

午後 2 時 1 9 分再開

**森委員長** ただいまより、委員会を再開します。

執行部の皆さん、委員外議員の皆さん、御協力ありがとうございました。

さきほど内部協議を行った結果を申し上げます。

今、上程されている第 7 4 号議案及び第 8 0 号議案、関連するこの二つの議案については、予備日として設定している 9 月 2 4 日に委員会を開いて、その場において、さきほど皆さんからいただいた御意見について資料に基づいた詳しい説明を受けて採決をするということで、委員間の協議がまとまりました。

執行部の都合もあるでしょうが、2 4 日金曜日の午前中をお願いしたいと考えています。

以上が内部協議の結果です。あと日程調整等、部長、事務局とよろしくお願いします。よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

それで、最小限の担当課での対応で結構です。今の段階ではですが、よろしくお願いします。

それでは、次の日程に進みます。

第 7 9 号議案公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の定款の変更について、執行部の説明を求めます。

**石井政策企画課長** 第 7 9 号議案公立大学法人

大分県立芸術文化短期大学の定款変更について御説明します。

資料については、議案書の 2 2 ページ、総務企画委員会資料の 8 ページを御覧ください。

地方独立行政法人の業務の執行方法などを定める定款については、地方独立行政法人法により、設立者である地方公共団体が定めるものとなっています。県立芸術文化短期大学については、平成 1 8 年度の法人設立に際し、目的や名称、業務範囲などとあわせ、県から現物出資した土地や建物を定款で定めています。

今回の変更については、2 変更の理由にあるとおり、平成 2 7 年度から昨年度までの 6 年間で行ったキャンパス整備事業等により、県から出資した土地及び建物に変動が生じたため、定款のうち出資財産について変更するものです。

3 変更の内容について説明します。

まず、土地についてです。土地は表の中ほどにあるとおり、3 筆に分けられていますが、学生や近隣住民の通学・通勤時の安全確保に向け、大学周辺の市道を拡幅した際に、一部の土地を大分市へ寄付したため地積を減少するものです。また、大分地方法務局による地図作成作業により地目及び地積を変更しています。

次に、建物はデザイン棟など合わせて 8 施設を老朽化のため取り壊しました。この 8 施設については、取り壊した時期もあわせて定款に追記します。また、図書館については、クラブハウスとして改修したので、現在の用途にあわせて変更しています。いずれも平成 1 8 年度に出資した当時の施設名称は残したまま、追記することとしています。

なお、定款変更の施行日については、議決後に総務大臣の認可が必要となるので、認可の日としています。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんから質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 別に御質疑もないようですので、こ

れより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されている陳情31及び32について、執行部の意見を求めます。

**平川国際政策課長** 陳情文書表の7ページをお開きください。陳情31について御説明します。

本陳情は、ミャンマー連邦共和国における軍事クーデター及びその後の国軍による暴力が、我が国が支援してきたミャンマーの民主化の努力やミャンマー国民の自由と人権を踏みにじるものであり、到底容認できるものではないとして、民間人への残虐行為の即時停止、不当拘束された全ての人々の即時解放、ミャンマー国民並びに同国に在留する全ての人々の人権及び安全の保障、民主的な政治体制の早期回復など、大分県議会として表明することを求める内容です。

御案内のとおりミャンマーにおいては、今年2月1日の国軍によるクーデター以後、各地で抗議デモが起り、国軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案が多発し、死亡者数が1千人を超えたと報道されています。

本県には、今年6月末現在で、技能実習生や留学生など234人のミャンマー人が在留しています。本国の情勢不安による生活への影響が懸念されることから、大分市にある国際交流団体では、ミャンマー人在留者を支援するためのチャリティーイベントや講演会の開催などを計画していると聞いています。

ミャンマー情勢は、引き続き不透明な状況であることから、県においても、関係団体等と連携しながら、情勢を注視していきます。

**藤川おおいた創生推進課長** 陳情文書表の8ページをお開きください。陳情32について御説明します。

本陳情は、新型コロナウイルス感染症対応地

方創生臨時交付金の実施計画が、まち・ひと・しごと創生法等に準拠するものではないことから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の補助金等の交付の不正な申請及び不正な使用に相当するとして、弁護士を含む第三者調査委員会を設置し、県民に公開を求めるもので、本年第1回定例会、第2回定例会と同趣旨の内容です。

そのため、前回、前々回の繰り返しになりますが、本交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等に取り組むため、国が定めた要綱に基づいて交付されるものです。交付金に地方創生という名前が付いていますが、まち・ひと・しごと創生法等とは直接の関係はありません。

また、昨年度中に終えた本交付金の申請に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定された法令及び予算に違反しないか等の基準に基づく国の厳正な審査を経て、総務大臣から交付決定をいただいています。

なお、平成27年度の地方創生交付金の一部が会計検査院より指摘を受けた項目については、令和元年第2回定例会に同じ内容の陳情が提出され、総務企画委員会において御審議いただいているので、説明を省略します。

**森委員長** この陳情について、御意見等はありませんか。

**堤委員** ミャンマーの取組の問題ですが、これは国として正式な抗議と言うか、国会とか、いろんな場ではやっているようですが、文書なりを日本が国連を通じて出したとか、そういう状況があれば少し教えてください。

それと今日、また陳情者が来て傍聴されていますが、確かに今回の陳情も前と同じで、私もこれまで質問してきましたが、県として説明責任を果たす必要があると記載されていますよね。その分がなかなか説明責任が果たされていないのではないかと。よく所管課に行っているようですが、それが納得ができないところが一番大きいだろうと思います。

だから、そういう提案は本人が了解、納得し

ているのかということと、最後に情報公開をお願いすると。総括は今話した中身でしているだろうけど、そういう中身を県民の皆さんにホームページを通じて何らか公開しているのかどうか、少し教えてください。その2点です。

**平川国際政策課長** 国の動きですが、例えば、衆議院だと、今年の第204回国会において、ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議を実施しています。これは参議院においても同じです。

**藤川おおいた創生推進課長** 陳情32についての堤委員からの御質問ですが、まず1点目の本人が納得されているかということに関して、納得していただけていないので、毎回陳情が出ると認識しています。昨年から、私が来てからになります。うちの担当もかなり対応して、昨年9月以降ぐらいからの記録ではありますが、電話やZoom等でのやり取りで、3時間以上ぐらいの対応はしています。その上で納得いただけていないので陳情が出てきているのだろうということで、ちょっと説明不足の部分はあるのかなと思っています。

あと、ホームページで公開しているかですが、陳情で出てきている内容については、当然この委員会でのやり取りは公開されていると承知しているので、私どもから個別にホームページで県民向けに内容を公開しているということはありません。

**堤委員** 衆参でそういう動きがあると。大分県は直接には県として、行政として出しているということはないよね。

**平川国際政策課長** 特に大分県としては決議は出していません。

**堤委員** こういう政情の中で、その点は非常に大事だと思います。国会でもあげているから、ぜひ県としても何らかの形で民主化と、やはり人が亡くなっているわけだから、そういうところはぜひ考えて。貿易もしているわけだから、大分県でもどんどんやっぺいこうということがあるわけだから、そこはぜひ参考にして、県として検討を加えていただきたいと思います。

もう1個だけ、説明が不足しているという話がありました。確かにいろんな中身で、一つ一つ、交付金はこういうことに使ってはいけないとか、これはこういう形に使ったらいけないとか、自分なりの資料を作って、私のところにも来ています。だから、そういう一つ一つの中身、果たして陳情者が言っている意味が法律上どうなのかをきちっと本人にも話をしなければいけない。法律違反でないことは今までも聞いていますが、法律違反でなければ、第何条のどういう規定に基づき、これでやっているから、これは問題ないとか具体的な根拠を示しながら話をぜひしていかないといけないと思うし、この委員会で議論されているから公開と。確かに公開はされていますが、議論された中身が議事録に出るわけではないから。だから、そういう点では、直接県民が皆さんのところに行って、こういう問題提起をされているから、ぜひそこらは十分これからも対応していただきたいと思います。でなければ、何回も同じ陳情が出されてくるので、そういう点ではぜひ説明をしっかりと果たすようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**藤川おおいた創生推進課長** 法律上の説明というか、内閣府等にいろいろ確認とかをして、例えば、戦略の立て方に問題はないですよという説明もしてはいます。納得いただけていないということなので、どういった形での公開ができるのか研究したいと思いますが、意に沿うような格好で研究したいと思います。

**森委員長** そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかにないようですので、以上で陳情について終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。

まず、大分県長期総合計画の実施状況について説明をお願いします。

**石井政策企画課長** お手元の資料、大分県長期総合計画の実施状況についてを御覧ください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年、報告しているものです。安心・活力・発展プラン2015の実施状況について、別冊で報告します。

また、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況についても別紙としてお配りしています。これは後ほど御覧ください。

それでは、別冊の1ページをお開きください。

指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言により、59施策の総合評価の結果を記載しています。

施策の進捗状況は、AからDの4段階での評価としていますが、施策の進捗が、順調に進んでいるA評価及び概ね順調に進んでいるB評価は、表の上から3行目にあるように46施策で全体の78.0%となっています。また、やや遅れているC評価は13施策で22.0%となっています。

次に、2ページをお開きください。

目標指標の進捗状況についてですが、これは、プラン2015の各施策に設定された99の目標指標のうち、令和2年度の目標値の設定のある98の目標指標の達成状況を記載したものです。

表の1行目にあるように、達成から著しく不十分までの4段階の区分としています。

98指標のうち、2年度達成率が100%以上の達成及び90%以上の概ね達成であったものは、表の上から3行目にあるように69指標で全体の70.4%となっています。

一方、90%未満の達成不十分及び80%未満の著しく不十分であったものは、29指標と前年に比べ15指標増加しています。これは、参加者数や利用者数を指標として設定しているものについて、新型コロナウイルス感染症の影響で、例年よりも達成度が不十分なものが多くなっていることによります。

3ページには、令和2年度に実施した事業の評価結果を記載した主要な施策の成果（事務事業評価）、376ページ以降に参考資料としてレーダーチャート方式で示しているの、後ほ

ど御覧ください。

お手数ですが、4ページにお戻りください。

総合評価の一覧表です。4ページに安心、次の5ページに活力、6ページに発展と三つの分野別に掲載しています。

この中で、企画振興部では所管する10の施策について、目標達成に向けた取組を進めています。それぞれの施策で設定している目標指標の令和2年度における達成状況については、達成が4指標、達成不十分、著しく不十分が6指標となっています。

このうち、目標を達成している指標、未達成の指標について、主なものを説明します。

初めに、目標を達成している指標についてです。

272ページをお開きください。

施策名は地域の元気の創造です。II目標指標の地域活力づくり取組件数が、目標の1,320件に対し、実績は1,400件、達成率は106.1%となりました。

これは、地域づくり総合補助金に新型コロナウイルス感染症対応特別支援枠を設け、新型コロナウイルス感染症でダメージを受けた地域経済・社会の維持・復興につながる地域の主体的な取組を支援したことによるものです。

次に、未達成の指標について説明します。

154ページをお開きください。

施策名は移住・定住のための環境整備とUIJターンの促進です。II目標指標の移住促進策による移住者数が、目標の1,900人に対し、実績は1,633人、達成率は85.9%となりました。

これは、オンライン移住ツアー等の実施により令和元年度からは238人増加したものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、企業説明会や個別相談会等のイベントが中止となったことによるものです。

今年度は、コロナ禍により地方移住への関心が高まる中、IT技術習得と就職・移住支援を一体的に実施するスキルアップ移住の推進のほか、オンライン相談対応の充実や移住パンフレットの電子化などコロナ禍への対応を強化し、

移住者数の増加に取り組んでいます。

続いて、336ページをお開きください。

施策名は芸術文化の創造です。Ⅱ目標指標の県立美術館入場者数が、目標の50万人に対し、実績は26万人、達成率は52.0%となりました。

昨年度は、東京富士美術館コレクションや坂茂建築展などを開催し、幅広い層の入館者の獲得に取り組みましたが、新型コロナウイルス感染症により臨時休館するなど、年間を通じて入場者数が低迷したため目標の達成には至りませんでした。

今年度は、本県ゆかりの作家である佐藤雅晴や糸園和三郎の展覧会のほか、サンリオ展など集客力のある企画展を実施し、目標の達成に向けて取り組んでいきます。

続いて、362ページをお開きください。

施策名は九州の東の玄関口としての拠点化です。Ⅱ目標指標のフェリー・航空輸送人員が、目標の377万人に対し、実績は136万5千人、達成率は36.2%となりました。

これは、コロナ禍で県境をまたぐ移動自粛の動きを受け、広域移動手段であるフェリー及び航空の輸送人員が激減したことによるものです。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視しながら、フェリー及び航空事業者の特性をいかした企画商品の造成を支援し、利用者回復を図っていきます。

以上で昨年度指標の達成状況の説明を終わります。今年度も第5波の到来等により、新型コロナウイルスの影響は避けられない状況ですが、オンラインの活用や徹底した感染防止対策により、目標の達成に努めていきます。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんから質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 別に御質疑もないようですので、次の報告に移ります。

②から⑨の公社等外郭団体の経営状況等につ

いて、一括して説明をお願いします。

**石井政策企画課長** 総務企画委員会資料の9ページをお開きください。

報第16号公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の経営状況を説明する書類の提出について御説明します。

まず、3事業内容として、令和2年度の事業実績です。

1の教育の面では、新型コロナ対策として、オンライン授業の実施体制を整え、実技が伴う芸術系の授業では感染防止を徹底し対面授業を行いました。就職率、進学率は、学生に対するきめ細かな進路支援により、ともに目標の90%を上回り、高い水準を維持しています。

また、全学科横断型の学修カリキュラム「アートマネジメントプログラム」では、修了生46名を輩出しました。アートマネジメントプログラムは、地域で芸術プログラムを展開できる人材の養成、芸術や音楽の分野の企画や管理運営等のノウハウやスキルの修得を目指すものです。

2の社会貢献については、大分県芸術文化スポーツ振興財団と連携した行事を開催したほか、学生が県内各地をフィールドに文化活動や地域づくりに参加しました。このほか、商品のパッケージデザインや県民芸術文化祭のポスター制作など、各種団体との協働による活動を継続しています。

3の業務運営では、6年間のキャンパス工事が予定通り完了しました。

次に、4の2年度決算状況についてです。

経常収益は10億5,006万円、経常利益は1,394万円となっており、高等教育修学支援制度の開始に伴って運営費交付金が増額されたことで増収増益となっています。

また、施設整備に伴う備品購入等のため積立金から1,541万円を取り崩した結果、当期総利益は2,934万9千円となりました。

次に、5問題点及び懸案事項としては、入学生確保と進路等における学生への支援、地域社会・産業への貢献の推進、新たなキャンパス活用、感染症対策の強化を図る必要があります。

その対策としては、6に示すとおり、履修内容の充実とともに大学の魅力発信、学生への経済的支援や就職・進学支援、地域住民や各種団体等との協働の推進、リニューアルしたキャンパスを活用した大学づくりとともに、新型コロナ対策の徹底に努めています。

続いて、10ページを御覧ください。

報第17号公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の令和2事業年度の業務実績に関する評価結果について、概要資料にて御説明します。

1にあるとおり、地方独立行政法人法第78条の2に基づき、地方独立行政法人評価委員会が公立大学法人の業務実績を評価し、その結果を報告するものです。

資料には、評価委員会が行った全体評価の結果と主な評価理由を記載しています。

2の評価委員会による令和2年度の評価結果ですが、前年度と同様に(1)に、全体として年度計画を順調に実施しているとなっております、

(2)のとおり、五つの大項目評価ごとの評価をいただいています。

(3)には、その評価理由として、経営状況報告でも説明したアートマネジメントプログラムの展開や、高い就職率・進学率、それに新型コロナ対策を行いつつ期間内に所定の教育を終えたことなどがあげられています。

芸術文化短期大学は今後とも、特色あるカリキュラム編成などにより、学生に多様な進路選択の機会を提供しながら、大学の魅力を高め、入学者の確保につなげるとともに、地域社会への貢献に寄与していきます。

**足立芸術文化スポーツ振興課長** 続いて、11ページを御覧ください。

報第18号公益財団法人分県立芸術文化スポーツ振興財団の経営状況を説明する書類の提出について御説明します。

まず、2の県出資金ですが、6億1,593万4千円で、出資比率100%となっています。

次に、3の事業内容ですが、1のi i c h i k o総合文化センターと、大分県立美術館の両施設を拠点として、県民の幅広いニーズを踏まえた自主事業の実施などを行っています。

次に、4の2年度決算状況ですが、左側の下から4番目、当期一般正味財産増減額は701万9千円の黒字となっています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、施設や駐車場の利用料金収入などが大きく減少したため、その収入減による指定管理委託料の不足分を県が負担し、施設の安定的な管理運営を維持しました。

その一つ下、当期指定正味財産増減額は836万5千円の黒字となっています。

これは、基金を活用して実施する自主事業について、コロナの影響に伴う公演の中止等により取崩額が減少したことによるものです。

その結果、一番下、当期正味財産増減額は1,538万4千円の黒字となっています。

次に、5の問題点及び懸案事項ですが、一つ目にあるように、県立総合文化センターと県立美術館において、県民の幅広いニーズに応えられる多様な芸術文化事業の展開と健全な財政運営の両立が求められています。

これに対する6の対策及び処理状況ですが、一つ目は、総合文化センターについては、目標のホール利用率87.0%に対して、新型コロナウイルスの影響で42.7%となりました。美術館についても、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休館するなど、年間を通じて入場者数が低迷したため、目標の年間来館者数50万人に対して25万6千人となりました。そうした中であっても、両館ともに追加公演の実施やアウトリーチ活動を実施するなどして、県民の鑑賞機会・演奏機会の確保に努めました。**遠藤交通政策課長** 続いて、資料の12ページをお開きください。

報第19号大分高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について御説明します。

2の出資金ですが、総額は2億3,750万円、そのうち1億9,600万円を県が、残りの4,150万円をJR九州が出資しています。

3の事業内容については、平成13年度から15年度に実施した日豊本線大分佐伯間の高速化工事により取得した鉄道施設の管理と、その

施設をJR九州に貸し付ける事業を行っています。

4の2年度決算の状況ですが、当期純利益は1,093万円で黒字となりました。昨年度と比べると、約522万円純利益が増加しています。

5の問題点及び懸案事項については、平成29年の台風で被災した財産の処分工事の完了に伴い、今年度、財産の除却処理を行う予定にしています。

今後も、3か月に1度開催される定例取締役会で報告を受けながら適切に指導監督を行っていきます。

続いて、資料の13ページをお開きください。

報第20号大分航空ターミナル株式会社の経営状況を説明する書類の提出について御説明します。

1の代表者については、本年6月23日の株主総会並びに取締役会において、富高松雄社長が退任し、工藤正俊社長が新たに就任しています。

2の出資金ですが、資本金等の総額は4億9,500万円で、そのうち28.8%にあたる1億4,250万円を県が出資しています。

3の事業内容については、大分空港の旅客・貨物ターミナルビルを利用する航空会社や旅客等に対する施設、設備、サービスの提供を主に行っています。

4の2年度決算の状況ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により乗降客数が大幅に減少したことに伴い、物販飲食売上げが減少したことに加え、国内線の減便及び国際線の運休によって受託業務収入が減少したこと等により、大幅な減収となりました。

その結果、営業利益は約1億9,600万円の赤字となりましたが、雇用調整助成金制度の活用やコスト削減に努めたことにより、当期純利益は約1,998万円の黒字を確保することができました。

5の問題点及び懸案事項ですが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度の乗降客数は国内線が約56万人、国際線については0人となって

います。

6の対策及び処理状況では、令和3年度も新型コロナウイルスの収束について先行きの見通せない状況ではありますが、新たに策定した中期経営計画に基づき、これまで以上の健全経営に努めることとしています。

令和3年度は、ワクチン接種が進むことで国内線の乗降客数は130万人まで回復すると予測しているため、引き続きコスト削減等の取組を推し進めながら、営業利益の黒字化を目指すこととしています。

**足立芸術文化スポーツ振興課長** 続いて、株式会社大分フットボールクラブの経営状況等について御説明します。

まず初めに、議員の皆さまにおかれては、大分トリニータを支援する議員連盟を組織していただくとともに、シーズンパスの購入や後援会への入会などについても大変御支援をいただくことに対し、心からお礼申し上げます。

今シーズンの大分トリニータは、リーグ戦5勝6分18敗で勝ち点21とJ2降格圏内の19位と厳しい状況ではありますが、目標であるJ1残留に向けチーム一丸となって戦っているため、引き続き、御支援のほどよろしくお願ひします。

それでは、資料の14ページをお願いします。

まず、2の県出資金ですが、1千万円で、出資比率は12.4%となっています。

次に、3の事業内容ですが、大分トリニータの経営を中心に、スポーツ選手の養成、指導やスポーツ教室の開催などを通じ、県民や地域に対するスポーツ普及活動を行い、選手層、ファン層の拡大に努めています。

次に、4の令和2年度決算状況ですが、左の損益計算書の下線部にあるとおり1億3,377万円の当期純損失を計上し、11期ぶりの赤字となりました。主な原因は、新型コロナウイルスの影響で、無観客や入場制限が行われたことによるチケット収入の大幅な減少によるものです。

次に、5の問題点及び懸案事項ですが、一つ目は、収入の確保や経費削減に努め経営体質の

強化を図ることです。二つ目としては、新型コロナウイルスの影響で、今季も入場制限が行われていることから、チケット収入の確保に大きな影響が生じていることです。

6の対策及び処理状況ですが、まず、平成21年度の経営危機以降、経営体制の刷新、新たなスポンサーの獲得など、徹底した合理化に引き続き努めていきます。

さらに、クラウドファンディングによる資金調達に取り組んだところ、目標5千万円に対して8,896万円の支援をいただくとともに、また、新たに2社のユニフォームスポンサーを獲得することができました。

引き続き、クラブの経営基盤の安定に向けた取組を進めていくこととしているので、県としても注視していきます。

**遠藤交通政策課長** 続いて、15ページをお開きください。

株式会社別府交通センターの経営状況等について御説明します。

2の出資金ですが、総額は1億8千万円で、そのうち21.7%にあたる3,900万円を県が出資しています。

3の事業内容については、県民をはじめ観光客の利便性や安全性の向上などを図るため、主に別府国際観光港前のバスターミナルの運営・管理業務や、土産品等の販売、食堂の経営などの事業を実施しています。

4の2年度決算状況ですが、当期純利益はコロナの影響により来客数が減少し、2,900万2千円の赤字となりました。

5の問題点及び懸案事項については、新型コロナウイルスの影響による来客者数の減少です。新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら、今後の観光需要の状況を見極めつつ、誘客促進や販売商品の充実など営業の強化に取り組み、売上額回復を図っていきます。

続いて、資料の16ページをお開きください。

一般財団法人大分県自動車会議所の経営状況等について御説明します。

2の出資金ですが、総額は245万円、そのうち50万円を県が出資しています。

3の事業内容については、交通会館の経営及び維持を主に行っており、そのほか交通安全事業の促進及び協力や自動車に関する調査研究及び普及宣伝、事業者間の連絡協調、意見の公表及び関係諸官庁への要請活動などを行っています。

4の2年度決算の状況ですが、当期純利益は721万6千円の黒字となっています。

5の問題点及び懸案事項については特にありませんが、会館建築から43年が経過したため、今後も引き続き会館の維持及び適正な運営を行うこととしています。

**森委員長** ただいまの報告について、質疑はありませんか。

**堤委員** 大分航空ターミナルの関係で、さきほどホーバーと大分空港の活性化をやっていこうと。それだけの便数を増やさなければいけないと思いますが、ターミナルそのものは、今のコロナで非常に大変な状況というのはよく分かります。コロナの収束後、便数を増やしていくには、どのような対策を取っているのか。今からしていかないと、すぐには来ないから、そういう対策をもう少しお願いします。

あと、トリニータの関係で、今期、マイナス1億3,300万円、クラウドファンディングをやって8,800万円集まっているという面はいいですが、今大変厳しい状況の中で、県民も優しい目で見ると厳しい面、やはりお金がかかる問題ですから、そういう点で、このフットボールクラブの今後はどういう方向性で行くのか。お金の面も含め、自主努力で今頑張っているのはよく分かるけれども、具体的などころはどういうふうにお客さんを増やしていくのか、つまり黒字化にしていくのかが少し見えにくいので、その分を教えてください。

**遠藤交通政策課長** まず初めにいただいた航空路線の拡大をどうしていくかということです。

まず、国際線について言えば、大分空港においては国際線ターミナルで2便同時対応ができる拡張工事をもうやっています。そこで受入体制は万全な状況ですが、このようなコロナになってしまったと。

一方で、今回、国際線が日本で全て運休している状況の中で、これまで大分空港はほかの県に少し劣っていた部分があるので、逆にこれは1回リセットされているとチャンスと捉えて、これまで以上に国際線について、韓国だけではなく、特に台湾、中国等を中心として積極的な誘致活動をやっていきたいと思っています。

また、国内線については、新たにLCCのピーチが就航したこともあります。今ネットワークが非常に細分化されてきており、LCCが今後伸びていくと言われているのもそうですし、ローカル・トゥ・ローカルという形で、地方から地方に飛ばすネットワークも今後の航空需要、ネットワークを拡大するのに必要だと思っています。

また、インバウンドを、例えば、ヨーロッパからの直行便はなかなかハードルが高い部分がありますが、それを例えば成田、関空経由でヨーロッパ、欧米から引っ張ってくることも大事だと思っているので、国内線の充実についても様々なネットワークに対し、可能性をしっかりと検証した上で誘致活動を行っていきたいと思っています。

**足立芸術文化スポーツ振興課長** 大分フットボールクラブについてですが、経営的にも赤字が今期1億3,300万円ということで、11年ぶりの赤字となりました。そもそも大分フットボールクラブの企業理念がサッカーを通じて大分の活力に貢献するというので、今期の今のところの1試合当たりの平均入場者数が6,218人で、ホームゲームで毎回5千人以上集客できている状況です。トリニータはトップチームの試合だけでなく、アカデミーとかスクールとかもやっているの、いろんな資源を使いながら地域を盛り上げるチームづくりが必要だと思います。

そのためにも、経営を盤石なものにする必要がありますが、経営陣もそのところをよく考え、クラウドファンディングで協力を求めたところ、今回9千万円弱集まってくるということで、ファンの皆さんのぜひトリニータには頑張ってもらいたいという気持ちの表れではないかと思っ

ています。

引き続き、大分フットボールクラブがしっかりした経営ができるよう、県もよく見ながら支援していきたいと思っています。

**森委員長** 私から1点、これは総務部で聞かなくちゃいけないかもしれませんが、経営状況の決算がそれぞれ出ているので、参考までにお聞かせいただきたい。さきほど大分航空ターミナルにおいて、営業利益はマイナスだったけど、雇用調整助成金制度、その分は営業外収益に入っているのかどうか分からないですが、コロナ対策のそういった制度を活用して何とか純利益が出たと。ほかの外郭団体もそうですが、昨日も商工観光労働企業委員会で思いました。そういった制度をしっかりと会社として活用したのかを確認したいですが、いかがでしょうか。

例えば、ここで似たようなところでいくと、別府交通センターはどうですか。

**遠藤交通政策課長** 別府交通センターについても、雇用調整助成金の活用はもちろんしています。その他、持続化給付金とか無利子の融資制度とか、基本的に国の制度、又は県の制度、あらゆる使えるものについては、我々もしっかりチェックしながら使っていただくようにしているし、別府交通センター自体がかなり積極的に使える融資制度等を情報収集しているので、その辺の使える制度については漏れなく使っている状況です。

**森委員長** ほかの組織についてもぜひ確認をしたいと思ったので質問しました。

例えば、さきほどの大分航空ターミナルだと、営業外収益に入っているということでもよろしいですか。

**遠藤交通政策課長** 御指摘のとおりです。

**森委員長** 別府交通センターが57万9千円しか入っていないのでちょっと気になりましたが。

**遠藤交通政策課長** 財団法人は正味財産増減計算書という形になるので、少しほかの損益計算書と扱いが違う形になっているところを御理解いただければと思います。

**森委員長** 昨日、坐来の運営会社のところで、そういったのを活用したのかが少し気になった

のでお聞きしました。

また総務部で聞きます。ありがとうございます。

そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに御質疑もないようですので、次に⑩から最後の⑫について説明をお願いします。

**足立芸術文化スポーツ振興課長** 資料の17ページ、東アジア文化都市の概要を御覧ください。

この事業は、左側の経緯にあるように、2012年の日中韓文化大臣会合の合意により始まったものです。

その下の内容と目的ですが、3か国から選定される都市が、都市間交流を含む文化芸術事業を1年間集中的に実施し、相互理解の形成や多様な文化の国際発信力を強化するとともに、観光など他産業の発展も目指すものです。

活動内容については、開幕・閉幕行事、国際芸術フェスティバル等のコア事業、文化交流事業から構成され、既存の事業を充てることも可能となっています。

右下にこれまでの実施状況を掲載していますが、日本からは2014年の横浜市から始まり、今年は2020年に続いて北九州市が実施しています。

2022年の参加都市は、中国が済南市、温州市の2都市、韓国が慶州市、日本は広域自治体としては初となる大分県とすることが、8月30日に北九州市で開催された日中韓文化大臣会合で決定されました。

次の18ページ、事業構成案を御覧ください。

事業については、開幕イベント、閉幕イベント、コア事業のイメージを記載していますが、具体的には今後立ち上げることとしている実行委員会の中で、県内芸術文化団体等の皆さんと内容を練っていきたいと考えています。

また県庁内でも、先般、早速庁内プロジェクトチームを発足させ、情報共有を進めているところであり、芸術文化団体や市町村などとし

かりと連携し、東アジア文化都市の取組を進めていきたいと考えています。

続いて、資料の19ページをお開きください。

i i c h i k o総合文化センターのグランシアタと音の泉ホールの休館について報告します。

i i c h i k o総合文化センターの両ホールは、日頃から多くの県民の皆さまに幅広く御利用いただいているところであり、計画的に保全措置を講じながら、機能維持と長寿命化に努めています。

こうした中、高さや広さが一定規模以上の吊り天井について、耐震性の強化に向けた建築基準法の運用見直しが行われたことから、これに該当するグランシアタと音の泉ホールについて、必要な耐震化工事を令和5年4月1日から令和6年5月頃までの間、両ホールを休館して改修工事を行います。

なお、そのほかの練習室や会議室等の貸出施設については、通常通り御利用いただけます。現在、工事の実施設計を進めていますが、両ホールを同時に休館して効率的に工事を進めることによって、できる限り工期の短縮に努めていきたいと考えています。

**遠藤交通政策課長** 資料の20ページをお開きください。

8月11日からの大雨で被災したJR久大本線の復旧状況について御説明します。

まずは、久大本線の主な被災箇所ですが、左下の写真を御覧ください。こちらは、豊後中川駅と天ヶ瀬駅の間に位置する第4玖珠川橋梁ですが、写真の橋脚左側の護岸が損傷しました。

次に、右下の写真ですが、杉河内駅と北山田駅の間に位置する第10玖珠川橋梁において、橋脚に岩がぶつかった等の影響で線路に変状が発生しました。

そのほか、斜面崩壊などを含め、被災箇所は全線で21か所に及んだことから、被災後の8月12日から日田駅と由布院駅の間が運転見合わせとなり、8月23日からはJR九州による代行バスが日田駅と豊後森駅間で運行を開始しました。

8月21日には知事が直接、第10玖珠川橋

梁の被災状況を視察するとともに、JR九州に対して1日も早い復旧をお願いしました。このたび、JR九州の御尽力により、被災から1か月余りの短期間で岩の撤去や橋脚下のコンクリート補強、レールのゆがみの修復を終え、9月17日から全線で運転が再開されました。

JR久大本線は、沿線住民の通勤、通学、通院、買物等の日常生活の維持に必要な路線であり、また、特急ゆふいんの森が運行する観光面でも非常に重要な路線です。運転が再開されたことにより、沿線の災害復興にも今後ますます弾みがつくと考えています。

**森委員長** ただいまの報告について、質疑はありませんか。

**堤委員** グランシアタの改修のことですが、これは令和5年4月から14か月間、法律の改正が平成26年4月に施行されまして、今現在の設備ではこの法律に抵触するということなんだな。ちょっと技術的なことを言われたら分からないのですが、どういう形で天井を補強するのか少し教えてください。

**足立芸術文化スポーツ振興課長** 新しい技術基準が平成26年4月に施行され、直ちにその施設が建築基準法違反とはなりません。ただし、新しい基準が示されたので、できるだけその施設についても状況を確認して必要な対策を取ってくださいということになっています。この新しい基準の改正を受け、県として県有施設でどういうところが対象箇所になるかを確認し、いくつかある中の一つが総合文化センターだということです。

吊り天井は、文字どおり天井のく体に天井の仕上げ材がつけられている状態で、そのつけられている軸の数が少ないんです。その本数を増やしたり、結束点をもう少し強度を強くするとかが技術基準として示されています。

では、今回、グランシアタ、音の泉ホールでどういう工事をするかですが、正に今、土木建築部で設計会社と詳細を詰めています。つりの状態にならないように、く体にほぼ付けるような形、ほとんど落ちてこない、ぐらぐらもしない形で施工を今考えていると聞いています。

**堤委員** これは音響が変わらないようにやりますと書いていますが、大丈夫なのかな。空間があった方が何か音響がよくなるように思いますが、どうなんですか。

**足立芸術文化スポーツ振興課長** そこはこちらも非常に気にしているところで、先日、この施設を造ったときの業者、音響の専門業者がありますが、そこが計測をし、設計会社と詳細に打合せをしています。なので、音響、設計会社もその辺のノウハウはあるので、そういう専門業者とすり合わせをしっかりとしながら、音響が低下しないように努めていきたいと思っています。

**玉田委員** 今の関連で、これは分かればいいのですが、県下の市町村で持っている施設でも該当するところが結構あるのじゃないですか。

それともう一つは、東アジア文化都市の関係ですが、これは来年6月ぐらいからにかけ、3都市で交流事業をやっていくというイメージでいいでしょうか。

**足立芸術文化スポーツ振興課長** まず、同じような天井の工事が必要なところがあるかどうかです。ちょっと市町村の分までは把握していませんが、少なくとも別府のビーコンプラザ、フィルハーモニアホールも同じ音楽ホールですが、そこも今後、必要な工事をすると思います。

ただ、今回、県が休館するというところで、この取組が遅れているかですが、全国的に見ても、まだまだ設計とか検討もしていない施設もある状況なので、市町村のホールについても、古い施設で吊り天井に該当するものがあれば、今後、既存施設ということで改修が検討されることになると思われます。

あと、東アジア文化都市ですが、今、文化庁と内容のすり合わせを行い始めようとしています。イメージ的には4月から12月ぐらい、ほぼ1年間かけていろんな芸術文化事業をやりまします。そのイメージがさきほどの資料の18ページにもあったとおり、例えば4月、5月ぐらいの別府アルゲリッチ音楽祭だったり、秋にある大分アジア彫刻展だったり、夏は混浴温泉世界であったり、あと県民芸術文化祭のいろんな

事業をやるので、そういう事業もこの東アジア文化都市事業の中での位置付けでやりたいと思います。

さらに、今回、東アジア文化都市事業に位置付けた意味というのは、委員がおっしゃったように国際交流というのも非常に重要視されることなので、そこのところはうまく国際交流と県内の芸術文化活動が絡められるよう、今後、芸術文化団体とも協議しながら、新しい取組も取り込んでやっていきたいと思っています。

**玉田委員** 一つ気になったのが感染症対策で、これからも万全を期していくでしょうけれども、そこについて重々配慮しながら進めていってほしいと思います。

**森委員長** 今に関連し、さきほど東アジア文化都市の取組について、費用負担については言及がありましたか。

**足立芸術文化スポーツ振興課長** 基本的には既存事業をうまく活用することも可能ということなので、既存事業については既存の予算措置も例年やっているのですが、しかも、継続性を考えれば継続的にやると。ただ、文化庁の予算要望が今行われています。その予算がいくら来るかは今まではっきり聞いていません。いくらぐらいの交付金があって、その交付金をどういう使い方にするのかは、半分、文化庁の事業でもあるので、文化庁とよく話をしながら、必要な予算を持ってきて使っていきたいと思っています。

**森委員長** 当然、今、玉田委員が言われたように、コロナ対策での費用とかもかかると思うので、そこら辺、またしっかりやっていただきたいと思っています。

**河野委員外議員** 久大本線の関係で、先日、赤羽大臣が現地視察した際に、JR九州の青柳社長から、第4玖珠川橋梁については、あくまで仮復旧であって、日田彦山線で不要となった橋梁をここに取りあえず移設したと。これによって経費、それから期間も大幅に短縮して復旧できたけど、これはあくまで仮復旧ですという言い方をされていました。いわゆる本復旧に向けた工事の今後の計画とかを県の方も何かつかまわれば教えていただきたいですが。

**遠藤交通政策課長** 恐らく議員が御指摘なのは、昨年被害があった野上川橋梁ですね。（「すみません、野上川です」と言う者あり）

あれについては、日田彦山線で使われていた橋梁を持ってきて、今、仮復旧ということになっています。

あちらについては、県の河川整備計画の河川の拡幅とか河道掘削等に応じて、これからJRの橋脚の架け替え等とあわせてやっていくことになるかと認識していますが、今、そちらについては土木建築部とJRで一緒になって検討しているものと承知しているので、そこは着実に整備を進めるよう我々としてもしっかりチェックしていきたいと思っています。

**河野委員外議員** たび重なる水害で地域に久大本線がまた止まるのかという、いわゆる改良を、本格的な橋梁の付け替えをするとすると、また止めなきゃいけないという話になって、そういった心配をする声が聞こえてきています。そういった意味で、今後の進捗については、地元に対する情報提供等をしっかりしていただきたいという要望です。よろしくお願いします。

**森委員長** そのほか、委員外議員の皆さまありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに御質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 私から1点だけ。この後の総務部で、最後に過疎地域持続的発展県計画が報告されますが、その基づくものが人口ビジョンになってきます。平成27年に策定された人口ビジョンについて、今の人口ビジョンを見てみると、例えば、大分県の社会増の仮定値が2020年までに社会増減が均衡ということとか、この人口ビジョンの数値が果たして今の実態とどれぐらい乖離があるのかとか、その辺をしっかりとこの人口ビジョンの見直しを含め、議論されているのかをまず1点聞かないと、この後の過疎の計画にも人口ビジョンに基づいた計画が書かれているので、そのあたりはどうなのかちょっと

お聞かせください。

**藤川おおいた創生推進課長** 人口ビジョンについての議論です。人口ビジョン上は実は余り詳しい数値が出てきていなくて、今、委員長がおっしゃった社会増減の均衡とか、合計特殊出生率1.83とか、そういった話ですが、実は内側で毎年の人口目標を持っていて、それについては、県知事と市町村長をメンバーとするまち・ひと・しごと創生本部会議を年2回ぐらい開いていて、その中でその目標に対し、人口の達成状況がどうなのかという説明をして、知事と市町村長でそれぞれ議論を行っている状況です。

**森委員長** ただ、人口ビジョンの最後のページに、例えば、社会増減が2020年、36人の増とか自然増減がマイナス6,205人とか、2025年には842人の社会増という計画になっていますが、これが果たして実際、妥当な数字なのか、今日議論する過疎の計画に関しても、こういったものが基になってくるので。

それと、これをあえて質問したのは、私、前回の一般質問でも質問しましたが、人口社会増の政策において、例えば、移住施策においても住宅政策と結び付けるとか、いろんなことを考える基はここになってくる。だから、その数字が果たして今の現状と一致しているのか、今後の計画と整合性はあるのか、ほかの部署との整合性に関しても少し気になったので。

**大塚企画振興部長** 人口ビジョンについては、今、委員長のおっしゃるとおり、最初平成27年に策定しました。それから見直しを、実は改訂を行っていて、例えば、社会増減については2025年には均衡を目指す、ちょっと後ずさりしています。やはり国がどういうふうにも日本の人口を見ているのか、あるいは大分県独自の合計特殊出生率の状況とかいろんなことを踏まえ、一昨年に改訂しました。

それが今、実態とどの程度乖離しているのかについても、そこは短期のスパン、長期のスパン、例えば1年とか、短期であれば毎月数字を見ながら、そこで立てた人口ビジョンに対し、どう乖離があるのか、あるいは近づいているのかというのは一応見るようにはしています。

ただ、短期的に見ると、例えば、今コロナで社会増減については外国人が、留学生が入れない、実習生が入れない、この外国人というのはすごく影響を受けている。日本人については逆に移住が好調、あるいはこれまでの企業誘致の積み重ねで、そこは日本人は改善している、いろんな要素が積み重なっています。

この人口ビジョンについては、当然各部でその辺の施策も含め、情報共有を図って何とか達成に向けてやっていこうということで連携しています。

**森委員長** 分かりました。

この前、一般質問の知事の答弁で、子育て満足度日本一、そういった子育て施策に関しては一連のそれぞれの場面での支援をしていくと力強くおっしゃっていたし、そのベースになるのはこの部分だと思うので、今お話しいただいた改訂の状況も含め、また資料を提供していただきたいと思います。

そのほか、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかにないようですので、これをもって企画振興部関係の審査を終わります。

なお、さきほど再開後に申し上げたように、ホーバーに関連する案件については、明後日審査ということでよろしくお願ひします。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

執行部が入れ替わるので、委員の皆さまはしばらくお待ちください。

〔企画振興部退室、総務部入室〕

**森委員長** これより、総務部関係の審査に入ります。

なお、本日は、志村委員が欠席しています。

また、委員外議員として木田議員、藤田議員、河野議員が出席しています。

それでは、早速、補正予算関連の第7号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第8号）について、第74号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第9号）及び第102号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第10号）

のうち、総務部関係部分について、執行部の説明を求めます。

**和田総務部長** 初めに、私から、本日審査をお願いしている案件等について概括的に説明申し上げます。

本日の委員会では、付託案件6件について審査をお願いしています。

このうち、第7号報告、第74号議案、第102号議案は、新型コロナウイルス感染症への対策や、白ねぎの産地拡大、ホーパークラフトの設計・建造に着手するためなどに必要な経費を計上するものです。

第76号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正については、デジタル改革関連法案が成立し、法律が改正されたことに伴い、条例の必要な改正をするものです。

第77号議案大分県税条例の一部改正については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部改正に伴い、大分県税条例の一部を改正するものです。

第78号議案大分県産業廃棄物税条例の一部改正については、令和3年度税制改正において地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存制度の見直しが行われたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

諸般の報告として、令和2年度大分県内部統制評価報告書の提出について説明します。また、公社等外郭団体の経営状況等について、全体的な概要を説明した上で、そのうち総務部が所管する公益財団法人大分県自治人材育成センターについて御報告します。そのほか、大分県行財政改革推進計画の進捗状況について、過疎地域持続的発展県計画（案）について御説明します。

各事項の詳細については、それぞれ担当課長から説明するので、どうぞよろしく申し上げます。

**高木財政課長** それでは、第7号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第8号）について説明します。

総務企画委員会資料で説明します。資料の1ページを御覧ください。

この補正予算は、新規感染者の増加や病床使用率の上昇など感染状況が厳しくなる中、県内全域の飲食店等に営業時間短縮を要請したことに伴い、要請に応じた事業者に対する協力金や、その影響を受ける事業者への事業継続支援金を給付するため、8月17日付で専決処分を行ったものです。

補正額は、1補正概要ですが、31億8,500万円の増額となっています。

次に、歳入について説明します。歳入の内訳を御覧ください。

まず、国庫支出金22億1,600万円は、時短要請に伴う協力金の8割に充当するもので、これは全額地方創生臨時交付金となっています。また、繰入金9億6,900万円は、協力金の残る2割及び事業継続支援金に充てるため、おいた元気創出基金を取り崩したものです。

なお、この補正予算には総務部関係の歳出はありません。

総務企画委員会資料の2ページをお願いします。

続いて、第74号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第9号）の歳入全般と総務部関係の歳出について説明します。

この補正予算案は、コロナ禍において生産性を向上させ賃金を引き上げる中小企業等を支援するとともに、県を代表する品目である白ねぎの産地拡大に緊急的に取り組むものです。また、ホーパークラフトの設計・建造に着手するほか、健全な財政運営を確保するため、令和2年度決算剰余金を財政調整用基金等へ積み立てます。

補正額は、51億3,159万1千円の増額となっています。

次に、歳入について説明します。歳入の内訳を御覧ください。

まず、繰入金2億7,300万円のうち、おいた元気創出基金取崩し2億4千万円については、コロナ禍で厳しい経営状況の中、賃金の引上げを行う中小企業等に対し、その業務改善に要する経費の自己負担がゼロとなるよう国の

業務改善助成金に県単独で上乗せし、奨励金を支給する1の事業、中小企業等業務改善緊急支援事業に充てるものです。

また、繰入金のうち、県有施設整備等基金取崩し3,300万円は、次のページの下から2番目、ホーバークラフトの設計・建造におけるその監理・監督業務の委託を行う大分空港海上アクセス整備事業に充当するものです。

前のページに戻って、一番下の諸収入5億2,886万8千円については、次のページの4の事業、耕地災害復旧関係受託事業に充てています。こちらは、令和2年7月豪雨災害により被災した農地・農業用施設の復旧工事について、県が由布市から受託して実施するため、その全額を由布市から諸収入として受け入れるものです。

最後に、繰越金43億2,972万3千円ですが、こちらは令和2年度の決算剰余金として受入れをしています。

資料の3ページ一番最後、決算剰余金の基金への積立とあります。こちらは、今後の健全な財政運営を図るため、昨年度決算剰余に伴う繰越金43億2,972万3千円のうち、3分の1にあたる額を財政調整基金と減債基金にそれぞれ積立てを行っています。また、残りの分については、おおいた元気創出基金と芸術文化基金に積立てを行っています。

次のページをお開きください。

続いて、第102号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第10号）について説明します。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、飲食店等への営業時間短縮の要請期間を9月26日まで延長することに伴い、要請に応じた事業者に対する協力金の給付に必要な経費について、追加補正するものです。

補正額は23億円の増額で、累計額は7,346億8,312万5千円となります。

次に、歳入について説明します。歳入の内訳を御覧ください。

まず、国庫支出金18億4,600万円は、時短要請に伴う協力金の8割に充当するもので

す。また、繰入金4億5,400万円は、協力金の残る2割に充てるため、おおいた元気創出基金を取り崩したものです。

なお、この補正予算には総務部関係の歳出はありません。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 委員外議員の方はありませんか。

**藤田委員外議員** おおいた元気創出基金の現時点の残高はいくらになるんですか。

**高木財政課長** 今回補正で使った額において、今25億円です。

**森委員長** そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、第74号議案の採決は、明後日に企画振興部の審査を予定しているので、その審査の際に一括して行います。

それでは、まず、第7号報告について、本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森委員長** 御異議がないので、本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決定しました。

次に、第102号議案について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第76号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正についてですが、本案については、関係する福祉保健生活環境委員会及び文教警察委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**小石電子自治体推進室長** 第76号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について御説明します。

お手元の総務企画委員会説明資料の5ページをお開き願います。議案書は17ページですが、お手元の資料により説明します。

今回の改正は、デジタル改革関連法案が本年5月に成立しマイナンバー法が改正されたことに伴い、本県のマイナンバー条例について必要な改正を行うものです。

改正内容については、3点あります。

(1)は、法改正でマイナンバーを利用する事務に提供できる特定個人情報が増加されたため、関連する県単独事業の事務についても、提供できる特定個人情報を追加するものです。

具体的には、高等学校就学支援金の事務について、これまで地方税情報及び住民票情報の提供により添付書類削減が図られてきましたが、生活保護世帯については、非課税であり、地方税の課税情報が確認できないため、別途生活保護受給証明書を提出する必要がありました。今回の法改正により、生活保護受給情報も提供できることになるため、生活保護受給証明書の提出が不要となります。

本県では、この支援金に関連して、県単独事業として学び直し支援金、専攻科修学支援金、奨学給付金を実施しており、今回、これらの事務においても、同様の取扱いができるよう必要な条例の改正を行うものです。

(2)は、法改正でマイナンバーを利用することができる事務が増加され、条例に重複箇所が発生したため、これを削除するものです。

マイナンバーを利用することができる事務については、社会保障、税、災害の分野に限定されており、国が法で具体の事務を定めるとともに、県も独自にこれらの分野に限定して条例で具体の事務を定めています。

具体的には、本県では平成28年に療育手帳の事務について、マイナンバーを利用することができる事務として県独自で条例に規定してい

ますが、今回、国が利便性向上の観点から、療育手帳の事務を法に決めました。このため、条例で療育手帳の事務を規定する必要がなくなったことから、該当する規定を削除するものです。

(3)は、法改正に伴う条ずれの改正です。法第19条には、マイナンバーを第三者に提供できるケースが限定列挙されています。国は、今回の法改正で、転職時等の転職先へのマイナンバー提供を、本人の同意があれば転職元が直接行えるようにするため、同条に第4号を新設しました。この結果、これを引用するマイナンバー条例で条ずれが発生するため、必要な改正を行うものです。

施行日は、公布の日としています。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**堤委員** マイナンバーについて、今度、関連法案が改正されました。大事なのは個人情報が一元化されますね。条例との関係もいろいろ出てきますが、その中で情報連携については、今後、いろんな民間活用も含めて広めていくという法律の中身になっています。県としてこういう情報連携、ひも付けする場合の個人情報の保護の問題について、今回、法律の改正によってどのように変わってくるのかを少し教えてください。  
**小石電子自治体推進室長** 個人情報の保護の観点です。

今回の法改正によらずとも、マイナンバー制度の個人情報の保護については、例えば、税とか年金とか、そういったデータについては、1か所に集積しているのではなく、それぞれの行政機関が保管しています。それで、芋づる式に個人情報が出てくるということはありません。

それから、担当の職員がアクセスする場合においても、パスワードはもちろんですが、パスワードだけでなく、生体認証、2要素認証でのアクセス制限をかけています。

それから、そういった職員に対しては当然研修もやっているし、個人情報保護の観点での内部監査も行っているので、引き続きそういったことをしっかりやりながら、厳重な管理に努め

ていきたいと思っています。

**堤委員** それで、9月1日からデジタル庁ができたでしょう。巨大な権限を持って、予算も持っています。結局、今言われたとおり、情報が1か所しか行きませんよと。しかし、デジタル庁ができたゆえんは、結局そこに基本的には集中できる方法も今後取れるわけですね。そういう意味からすると、デジタル庁がそれぞれの情報を管理しようと思えばできるわけです。だから、法律の改正ですが、県として、漏れるという問題、非常に危険性というのは拭い去れない。いろいろ機械操作を含めて、やはり人間がすることですから。マイナンバーカードを使ってやる人もいるだろうけど、そういうのはやはりいろいろミスによって情報が漏れてしまう危険性はありますから。

そこまでの担保というのは当然できるわけね、行政とすれば。パスワードとか生体認証とか、そういうことをいろいろやったとしても、100%ではないから、100%絶対安全だとは言えないでしょう。だから、そういう点では、この問題は本当に注意をしていかないといかんなということは要望で言うておきます。お願いします。

**森委員長** そのほか、委員の皆さんありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本案について、福祉保健生活環境委員会及び文教警察委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**森委員長** 御異議があるので、挙手により採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**森委員長** 賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第77号議案大分県税条例の一部改正についてですが、本案については関係する農林水産委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**山口税務課長** お手元の総務企画委員会説明資料の6ページをお開き願います。議案書は20ページですが、お手元の資料により説明します。

1の改正理由にあるとおり、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部改正に伴い、大分県税条例の一部を改正するものです。

2の主な改正内容ですが、(1)狩猟税については、課税免除の対象である対象鳥獣捕獲員の任命の際に、意欲と能力を有する多様な人材の活用に配慮する旨の規定が新設されたことにより、引用条項が繰り下げられたことから、規定の整備を行うものです。

(2)ゴルフ場利用税については、令和3年度税制改正において、地方税関係帳簿の電磁的記録又はマイクロフィルムによる保存制度の見直しが行われたことに伴い、特別徴収義務者が備えるべき帳簿について、電磁的記録又はマイクロフィルムにより保存する場合の知事による事前承認を廃止するものです。

3の施行期日については、2(1)は公布の日、2(2)については、令和4年1月1日となります。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本案について、農林水産委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は原案のとおり可決すべきものと決する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第78号議案大分県産業廃棄物税条例の一部改正についてですが、本案については関係する福祉保健生活環境委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**山口税務課長** お手元の総務企画委員会説明資料の7ページをお開き願います。議案書は21ページですが、お手元の資料により説明します。

1の改正理由にあるとおり、令和3年度税制改正において、地方税関係帳簿の電磁的記録又はマイクロフィルムによる保存制度の見直しが行われたことに伴い、大分県産業廃棄物税条例の一部を改正するものです。

2の主な改正内容ですが、特別徴収義務者等が備えるべき帳簿について、電磁的記録又はマイクロフィルムにより保存する場合の知事による事前承認を廃止するものです。

3の施行期日については、令和4年1月1日となります。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本案について、福祉保健生活環境委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのこととです。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。

まず、①について説明をお願いします。

**比護行政企画課長** 内部統制評価報告書について御報告します。総務企画委員会資料の8ページをお開きください。

地方自治法の改正により、財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等、いわゆる内部統制制度が定められ、令和2年4月に施行されました。内部統制とは、業務の適正な執行を確保するため、業務上発生し得るリスクについて評価・分析を行い、その対応のための規範を設けるなどにより、組織全体でリスク回避に取り組むものです。

県では、規則や要綱、マニュアルの適切な整備といったこれまで行ってきた取組に加え、過去の監査指摘事項等を参考に、リスクが発生しやすいポイントをチェックリストとして整理し、そしてそれを全庁で共有し、職員が随時参照しながら業務を行っていくようにしました。

内部統制の効果としては、職員の適正かつ効率的な事務遂行を支援するとともに、複層的なチェックの徹底により、担当者の不適切事案の抱え込みを防ぎ、事案が深刻化する前に先手先手での対応が可能になるものと考えています。

別冊の令和2年度大分県内部統制評価報告書を御覧ください。

知事は内部統制制度の実施状況について、毎年度その自己評価を行うとともに報告書を作成し、監査委員の審査意見を付けて議会に提出することとなっています。

令和2年度の本県の内部統制の取組について、国のガイドラインを参考に全庁的な体制の整備及び業務レベルのリスク対応策の整備について、評価を行いました。

全庁的な体制の整備は、内部統制を機能させるための組織環境が整っているかという点、業務レベルのリスク対応策の整備は、リスク対応策の整備が実施されたか、また、実際に発生したリスクに対して適切な措置が講じられたかという点です。

3評価結果に記載したとおり、本県の内部統制制度は評価基準日において有効に整備され、また評価対象期間において有効に運用されてい

ると判断しました。

別冊の令和2年度大分県内部統制評価報告書審査意見書をお開きください。

さきほど説明した自己評価について、監査委員に審査を求めたところ、意見書中段の第2章第1審査の結果に記載されているとおり、報告書の記載は相当である旨の意見をいただいています。

しかしながら、同意見書中の第2意見の3段落目で触れられているとおり、所属によって取組に濃淡があるとの意見をいただいたこともあり、チェックリストの不断の見直しや職員研修の充実・強化などにより内部統制制度の推進、浸透、改善を図り、引き続き適正な業務執行に努めていきます。

**森委員長** ただいまの報告について、質疑はありませんか。

**森委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 別に御質疑もないようですので、次に②と③について説明をお願いします。

**比護行政企画課長** 令和2年度公社等外郭団体の経営状況等について御説明します。総務企画委員会説明資料の9ページをお開きください。

個々の団体については、それぞれ所管する部局から報告することとしているので、私からは総括的に御説明します。

1 地方自治法に基づく経営状況を説明する書類の議会提出については、対象が地方三公社及び地方独立行政法人のほか、県が資本金等の4分の1以上を出資する団体とされており、今議会では23団体の書類を提出しています。

また、県では、外郭団体の運営指導を徹底するため、2県の指導指針に基づく経営状況等の点検評価等として、地方独立行政法人等を除いた全ての出資団体、県の人的・財政的関与が大きい団体の経営状況等を公表することとしており、今回、指針の対象となる43団体について経営状況等調書及び経営状況報告概要書を作成し、議員の皆さまにお配りしています。

3 経営状況について、令和2年度の赤字団体数は13団体であり、令和元年度比で2団体の

増となっています。赤字団体増加の理由としては、例えば、11期ぶりに赤字に転じた株式会社大分フットボールクラブなど、新型コロナウイルス感染拡大の影響の長期化により、売上げが大幅に減少した団体が多かったこと等が大きな要因と考えています。

次に、10ページを御覧ください。

4 県の人的関与の状況については、総会の開催時期等を踏まえ、7月1日現在の状況を整理しています。

(1) 県職員の派遣（業務援助）については、公益財団法人大分県自治人材育成センター等2団体において人数の増減があります。

次に、(2) 県職員の役員就任については、公益財団法人大分県奨学会等4団体について人数の増減があります。

5 県の財政的関与の状況についてですが、

(1) 委託料の支出については、表の3計欄に記載のとおり、総額60億581万3千円で、前年度に比べて5億2,472万円の増となっています。

また、(2) 補助金・交付金・負担金の支出については、表の3計欄に記載のとおり、総額24億3,622万5千円で、前年度に比べて3億3,801万4千円の増となっています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支出の増加等が主な要因です。

なお、参考までに、資料の12から13ページに各団体に対する県からの出資、人的・財政的関与の状況と直近決算の一覧表を付しています。

なお、補足として、外郭団体に絡み、先般、ツーリズムおおいたの使途不明金発生ということがありました。これを受け、当部としては、令和3年6月17日付けで公社等外郭団体の適正な運営指導の徹底についてということで通知を発出し、改めて県の指針等に基づく外郭団体の適正な運営指導を依頼しました。

こうした外郭団体に対し、毎年度、経営状況や人的、財政的関与の状況等を点検、管理して、各団体の統廃合の検討も含め、適正な運営指導を行っているところと考えていますが、今回の

状況については、また要因等がいずれ明らかになるはずなので、そうしたことを受け、適正な運営指導のために何が必要かをしっかり考えていきたいと思っています。

**渡辺人事課長** 報告第15号公益財団法人大分県自治人材育成センターの経営状況について御説明します。

議案書は56ページからですが、総務企画委員会資料で説明します。資料の14ページをお開き願います。

本団体は、県と市町村の職員研修を一元的に実施するために設立した団体で、平成26年度から、現在の施設において研修を行っています。

項目1にあるとおり、法人代表は臼杵市長で、県からは、評議員に副知事、理事に総務部長、常務理事に総務部理事、監事に人事課長が就任しており、常務理事を含め県職員7名を派遣しています。

項目2の県出資金は300万円で、出資比率は50%です。研修一元化に伴い、市町村側と同額を出資しています。

項目3の事業内容については、県と市町村職員の合同研修を多数実施するなど、県職員と市町村職員の連携にも力を入れています。

また、昨年度はコロナ禍の状況を踏まえ、映像配信やオンライン研修も取り入れながら実施しました。

項目4の決算状況ですが、当財団の資産の大半は研修施設とその付属設備です。下線の当期正味財産増減額の2,628万9千円は、ほとんどが研修施設等の減価償却費計上によるものです。

本財団は、研修の実施以外に自主事業はなく、県負担金と大分県市町村振興協会補助金によって運営されており、県は県職員研修実施に必要な財団運営費及び研修経費を負担しています。

項目5の懸案事項についてです。財団発足以来、経営状況等は順調に推移しています。今後は、研修一元化のメリットをいかし、オンラインなど新たな研修方式の導入や県と市町村職員の連携・協力をさらに進め、効率的な財団運営

を図っていく必要があると考えています。

項目6の今後の対策ですが、研修後に行うフォローアップ調査などにより研修効果の検証を行った上で、引き続き研修内容の改善を図っていくとともに、県職員と市町村職員の合同研修の内容充実を図り、県と市町村職員の人的ネットワーク形成に努めていきます。

**森委員長** ただいまの報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** では私から。さきほど企画振興部の審査のときにも話をしましたが、昨日の商工観光労働企業委員会に私も出席し、外郭団体の決算の状況等を拝見しました。その中で少し気になったのが、さきほど大分航空ターミナルにおいては、雇用調整助成金などを活用し、全体的に非常に厳しかったけれども、純利益は確保できた。一方で、坐来を運営する大分ブランドクリエイトに関しては、経常外収益というか、その部分が計上されていなかった。例えば、そういった寄附金などがきちんと決算の中で計上されていたのか、また積極的に自社の経営のためにそういった意識を持って経営に臨んでいたのかというのが見えなかった。そのあたりを指導監督としての総務部にお尋ねしたいと思います。

**比護行政企画課長** こういったコロナの中での減収ですが、やはりどこも非常に厳しい状況で、大分ブランドクリエイトもそうですし、ほかの団体で言えば、例えば、別府交通センターとか周防灘フェリーとか、そういったところでもかなりの減収になっていて、赤字をどうするかということが課題になっています。

基本的には、我々から統一的に個別の収入についての話まではしていないですが、各所管課で、例えば、さきほどあった雇用調整助成金とか持続化給付金、あとは使用料の減免等も場合によっては使えることもあるので、そうした形で何とか収入を確保するように指導しています。

また、その結果を我々の方で報告を受け、確認しています。

個別のところでは申しますと、雇用調整助成金

を使ったところで、大分航空ターミナルですが、ほかに持続化給付金で言えば、今申した別府交通センターとか周防防灘フェリー、あとこういった補助制度ではないですが、自前での収入確保で言えば、大分フットボールクラブの方でクラウドファンディングを行ったり、各団体、取組を続けていて、それを所管課でしっかり支援している、そういう体制でやっています。

**森委員長** 大分ブランドクリエイトに関しては1,700万円のマイナス、累積も5,800万円のマイナスということで非常に大きいですが、そのあたりできちんとコロナ対策の給付金などを活用したかどうか分かりますか。

**和田総務部長** 私が知っている限りでは、基本的に使えるお金は全部もらうというのが基本になるので、例えば、一番大きいのは本来家賃が高いところなので、家賃収入が入ればいいですが、あそこは県が借りているものですから、東京の家賃については補填ができないですが、大分にも本社があって、そのテナント料などは家賃支援の補助金を活用したり、基本的に大分ブランドクリエイトにおいても、使えるものは使っているという認識でいます。

**森委員長** 最後に1点、昨日も商工観光労働企業委員会でも出ましたが、ツーリズムおおいの件です。

前回の総務部の審査のときにも、ツーリズムおおいの用途不明金の話をして最後にしたと思いますが、その後、調査が行われたということですが、あれから3か月が過ぎようとしています、いまだ全容解明に至っていないと。

昨日の審査の中でも、まだ今から外部機関を通じての調査をするということですが、これだけ期間がかかるというのは我々、また県民からすれば非常に疑問があるところですし、昨日も委員の中からもきちんと問い詰めたりしているのかどうか、そういったところも、それは担当部署が商工観光労働部かもしれませんが、しっかり県としてどういうふうに指導監督しているのかをお聞かせください。

**比護行政企画課長** ツーリズムおおいの件ですが、そちらでも外部の方を招いて外部調査委

員会を立ち上げ、しっかり調査を行っているという経過の報告は受けています。

ただ、その中で直接どの方がとか、そういったところまではなかなか——いろいろ聴取もかなりやっているという話ですが、そこまでは確定的に至らない中で、告訴状を8月27日に大分中央警察署に提出し、9月7日に受理されたということです。

こちらについても、警察の捜査にも支障があるので言えること、言えないことがあるという話は受けていますが、しかるべき形で事案の全容解明に彼らも全力で取り組んでいると。それについても商工観光労働部でしっかりフォローし、我々も商工観光労働部と連携を取りながら情報共有を図っています。

まだ全容を報告できていないというのは大変申し訳なく思っていますが、一刻も早く全容と、あと何より重要なのは再発防止策、どういうことが必要で、必要だったところが抜けていたのかをしっかりとめ、ほかの団体にも再発防止策等をしっかりと伝えて、所管課を通じて二度とないようにしていくということで、引き続き誠心誠意取り組んでいきたいと思っています。

**河野法務室長** 今、行政企画課長が外郭団体の観点から話をしましたが、法務室としては、公益法人の指導監督という観点で、担当課は直接商工観光労働部になりますが、全庁的な連絡調整事務を法務室の方で取りまとめています。

行政企画課長が話したように、今、外部調査委員会で調査されているということなので、その状況等も見ながら、商工観光労働部と連携し、公益法人の指導監督という観点から一緒に指導監督を行っていきたくと考えています。

**森委員長** 昨日、商工観光労働部でも、所管はこちらですが、取りまとめは総務部だという話もあったので、私も今日こういう発言をさせてもらいました。

比護課長が言われたように、再発防止も含め、今までの事務の在り方とか管理の手法とかがどうだったのかまでしっかり検証しないと、また同じようなことが繰り返されることもあるので、その辺、ぜひ今後も監視監督をお願いしたいと

思います。

そのほか、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに御質疑もないようですので、次に④と⑤について説明をお願いします。

**比護行政企画課長** 令和2年度の大分県行財政改革推進計画の進捗状況について御報告します。お手元の資料の15から19ページとなります。

では、16ページの大分県行財政改革推進計画の概要を御覧ください。

本計画は、長期総合計画に基づく安心・活力・発展や総合戦略に基づくおおいた創生の県政運営を支える基盤を構築するため、第4次産業革命がもたらす革新的な先端技術も積極的に活用し、次世代型スマート県庁を目指すものです。

具体的には、資料中央にあるとおり、1行政運営から4財政資源と職員人材の活用までの四つの柱に沿って、一番下にあるとおり48項目のKPIを設定し、行財政改革に関する取組を着実に実施しています。

このうち、令和2年度末時点で目標達成済みの項目は5項目で、残りの43項目については、計画最終年度の令和6年度までの達成を目指し、鋭意取組を進めています。

なお、説明は省略しますが、別冊のKPI進捗状況一覧表を参考までにお配りしています。

次に、17ページを御覧ください。本計画に沿った具体的な取組について、いくつか紹介します。

一つ目の行政運営では、行政手続の電子化に取り組んでいます。(1)押印の見直しですが、昨年度までに県の条例等で押印を求めている2,260手続のうち2,121手続について、押印を廃止しました。

また、(2)電子化の拡大ですが、年間100件以上の申請を受け付けている383手続のうち、昨年度はあったかは一と駐車場の利用申請など80手続の電子化を完了し、今年度は既に電子化が完了している時短要請協力金の申請なども含め、80手続の電子化を予定していま

す。令和5年度末までに100%電子化を実現することにより、さらなる行政サービスの向上を目指していきます。

次に、二つ目の社会保障では、通いの場参加率の向上に取り組んでいます。高齢者が近所の公民館等を集まって、体操や趣味の活動を行える通いの場は県内に2,889か所あり、令和元年度には、月1回以上の参加率が日本一となりました。

一方で、特に介護予防効果が高いとされている週1回以上の参加率に課題があります。そこで、今年度から自身の健康状態を見える化したフレイルチェックシートの導入や、コロナ禍でも交流可能なオンライン通いの場の取組を行い、参加者の拡大と活動内容の充実を図っています。

次に、三つ目の社会資本・公共施設については、指定管理施設の将来ビジョンの策定です。県民ニーズや利用状況、克服すべき課題等を踏まえ、10年以上の長期にわたる施設の在り方を示す将来ビジョンを施設ごとに策定し、県民満足度の高い効率的・効果的な管理運営につなげています。

現在、指定管理施設は26施設ありますが、昨年度は農業文化公園など2施設のビジョンを策定しました。今年度は総合文化センター、美術館など8施設、来年度は残りの16施設の策定を予定しています。

最後に、令和2年度決算の状況についてです。18ページの財政調整用基金残高の推移を御覧ください。

令和2年度末の基金残高については、新型コロナウイルス感染拡大防止や令和2年7月の豪雨災害への対応等の影響もあり、目標額を31億円下回る299億円となっています。今後も引き続き、節約等に努め、目標である330億円の達成に向けて取り組んでいきます。

次に、19ページを御覧ください。令和2年度末の県債残高については、交付税措置率の低い県債の発行抑制等により6,253億円となり、目標の6,500億円以下を堅持しています。引き続き、適正管理に努めていきます。

**井下市町村振興課長** 過疎地域持続的発展県計

画（案）について御説明します。総務企画委員会説明資料の20ページを御覧ください。

資料の上段右側に計画の位置づけを記載していますが、県の過疎計画については、県の過疎方針に基づいて策定することとなっています。

なお、県の過疎方針については、前回の常任委員会で方針（案）を説明し、その後、パブリックコメントや国への正式協議を経て、先月策定が完了し、公表しています。

次に、1の計画記載事項を御覧ください。

下線部分が新過疎法において新たに追加された項目となっており、目標、達成状況の評価に関する事項、計画期間、市町村相互間の連絡調整などを記載する必要があります。

次に、2の県計画（案）の概要を御覧ください。

(1)の目標では、必須となっている人口に関する目標を設定することとしており、大分県人口ビジョンと整合性を取り、計画期間が終了する令和7年度までに約108万8千人を維持することを目標としています。

(2)の達成状況の評価に関する事項では、長期総合計画等の進行管理に基づく効果検証を行うとともに、毎年度、常任委員会にて報告を行うなど適切な進捗管理に努めていくこととしています。

(3)の計画期間については、県の方針とあわせて5年間としています。

(4)の実施すべき施策では、新規に項目を立てたもののみ掲載していますが、移住・定住に関する施策や先端技術の活用に関する施策、再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策等についてそれぞれ目標を設定し、過疎地域の振興に資する施策を実施していくこととしています。

(5)の市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助等では、人的・技術的援助として、県が専門人材を過疎地域等政策支援員として雇用又は委託し、市町村の集落の整備などの対策において方針策定の支援や、集落における組織の設立に向けた支援等を行おうというもので、令和4年度からの設置を検討しており、記載し

ています。

これらを記載した県の過疎計画について、今後速やかに策定手続を行い、策定後に公表する予定です。

**森委員長** ただいまの報告について、質疑はありませんか。

では私から。過疎地域持続的発展県計画の案についてです。

今、説明いただき、冊子もいただいている中で、例えば、産業の振興というところで、5ページから農林水産業の振興とか、地場企業の振興、先端技術の活用とか、いろいろ項目があげられていますが、それぞれ数値目標が、例えば農林水産業だと、新規就業者だけここに記載されているとか、ほかの産業の分は数値が示されていないとか、何となく目標数値があるところとない分野が見受けられる。それと、この前、課長と少しお話しした中で、観光施策においては、商工観光労働部でツーリズム戦略の見直しが今行われている最中ですが、そういったものが反映されているのか、今議論している最中なので、そのあたりの整合性はどうかということ。また、言葉のことで申し訳ないですが、観光又はレクリエーションと書いていますが、レクリエーションという言葉の捉え方がどのレベルなのかとか、少しこのあたりも議論していただいた方がいいのかなと思います。

今年度策定になっているので、これが正本であるなら別ですが、さきほど言った新たなツーリズム戦略との整合性とか、言葉の定義の問題とか、その辺まできちんとこの計画の中で精査されたのかどうかお聞かせください。

**井下市町村振興課長** ただいま委員長から3点御意見をいただきました。

まず、目標についてです。今回、新たな法律に基づき目標を設定するようになっていますが、必須となっている目標に関しては、人口に関する目標は必ず設定しなさいとなっています。それ以外の目標に関しては、必須で定めるという法体系になっていないので、それぞれ項目ごとにおいて目標を定められているものに関してはこの中に盛り込んでいるとなっています。

続いて、ツーリズム戦略との整合性について御質問いただきました。

これに関しては、今現在、議論されているものに関しては、この県の計画の中で盛り込むのはなかなか難しいということがあります。これから具体的に施策を展開していく、例えば、スペースポートとか、そういった部分に関しても、今後詰めていって施策を展開するような事業もあります。そういったところに関しては、この大項目の中でやっていきながら、必要なものに関しては県計画を変えていくという流れになっているので、そういうところも踏まえながらバージョンアップしたいと考えています。

最後のレクリエーションの話もいただきました。これは実を申しますと、前の法律の策定時に観光とレクリエーションという文言で定めなさいとなっていて、国の法律の考え方をそのまま踏襲した形になっています。委員長からも御意見いただきましたが、もともとは国が示した考え方の項目に沿ったもので定めています。

**森委員長** 随時バージョンアップしていくということでよろしいですか。

また、これに基づいて市町村も計画を立てることになると思うので、そこあたりがバージョンアップして改定していかないと、また市町村にもそのまま古いものというか、前の計画にあったものが届くだけで、市町村の計画に関してもバージョンアップしていかないと、そのあたりはぜひ市町村にも御指導いただきたいと思います。

そのほか、ありませんか。

**井上委員** 財源の過疎債、大分県下における過疎債の総額とか、そういったものが分かれば。今後のこういった計画に基づく過疎債の適用はどの程度見通しを考えているのか。これは後でいいですが、報告していただければありがたいと思います。

**井下市町村振興課長** 新たな過疎法に基づいて、今年度の過疎債の発行について、予定額、最終ではないですが、それが県内で135億円を予定しています。

**玉田委員** 行財政改革推進計画について、20

50年カーボンニュートラルに向け、いろんな分野でここがベースになって、これから議論していかなくちゃならないと思っています。行財政改革のところ、全ての計画のベースに考えていかなきゃならないでしょうけれども、例えば、県有施設の利活用。カーボンニュートラルの計画で言うと、県庁とかいろんな事業所としての計画はありますが、例えば、県有施設で指定管理されている施設についてのそういう計画がどうなっているのかなという思いで見ました。この県建築物の利活用促進の中で、特に指定管理施設についてはこれからビジョンを策定するというのですが、そういう中にカーボンニュートラルの視点は取り入れられるのでしょうか。

**樋口県有財産経営室長** 県有施設の有効活用も含めてやっていきますが、ここの将来ビジョンについては、運営の状況とか、そういったものを含め、本来あるべき姿でまず施設の設置を行って今まで運営してきた施設が、いろんな社会の動きが伴って、もともとのニーズが変わってきたとか、そういったことがあるので、それに基づき、今の現状がどうなのかということをしつかり指定管理施設のモニタリングとして調査を行い、それを基に、所管している所属がそれぞれこの施設が今後どうあるべきなのかという目標を立てるものがこの将来ビジョンになっています。

御質問のカーボンニュートラルの取組については、全庁的には総合的にうつくし作戦推進課が所管するようにしていますが、実際にカーボンニュートラルの取組は電力の調達方法、具体的なものでいえば太陽光発電などを施設に設置するとか、光熱水費をどう落とすしていくのか、それから木造の推進とか、そういったものを含め、カーボンニュートラルの取組ということで県の計画を立てています。

その中で、県有施設の部分については、我々の方で管理指針を持っているので、そういった中の見直しの中で、カーボンニュートラルの取組を掲げ、それを具体的にどう進めていくのかを今協議しています。

**玉田委員** この部分を横串でぜひ進めてほしい、全ての計画のベースに考えて進めてほしいという思いがあったので今質問しました。ありがとうございました。

**森委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 委員外議員の方はありませんか。

**木田委員外議員** 最後の過疎地域持続的発展県計画の一番下にある市町村相互間の連絡調整の政策支援員は来年度から配置の検討と、もう配置する予定という感じで見れますが、実施すべき施策の内容を見ると、かなりのスペシャリストが行かなくては、なかなか地域のこと、人のつながりのこと、あとこういった産業のことから交通のことまでコーディネートできる方というのは、大変な仕事だと思います。人口規模、過疎地域の数に応じて、県内市町村にそういった政策支援員として県の職員を派遣していくということだと思いますが、どのような規模なのか、その規模感ですね。過疎地域の数は市町村によってまちまちですが、どのような派遣なのか、配置する規模感、イメージをもう少し教えていただきたいと思います。

**井下市町村振興課長** 過疎地域等政策支援員について御質問いただきました。

これについては、一般社団法人コミュニティサポートおおいたという団体があります。この団体は大分大学経済学部准教授の山浦先生を中心とした団体で、この先生が地域コミュニティを専門にしておられ、これまで20年近く豊後大野市とか宇佐市、臼杵市、いろんな地域に入り込んで、実際に集落、コミュニティを維持するためにどういう施策をしていくことが必要なのか、地域の方々と話し合いをしながら施策を展開してきた実績があります。

そのような実績を踏まえ、地域コミュニティの維持、それから活性化といったところで、住民ニーズを拾い上げながら、行政と一緒にやって活性化に向け、専門的な知見でアドバイスとかをやっていただいたり、話し合いの中にも参加していただいて、策定支援に向けたいろんな活動をしていただく、御助言をいただく、そうい

うイメージをしています。

ここの団体からそれぞれの市町村に入っただいて、一つの市町村に一人ずつということではなく、いくつかの市町村を担当していただきながら、それぞれの市町村で必要な助言なり、支援を行っていただくことを予定しており、人数はこれからになります。そういったところで、それぞれの市町村で考えるところとのすり合わせということからまずはやっていきたいと考えています。

**木田委員外議員** 分かりました。県の職員ではなく、そういった大学の先生とかが行かれるということですね。

大分県は過疎地域が本当に多いので、日本文理大でもCOC事業とか、いろんな事業をやられているし、できるだけ県内に行き渡るよう、サポートを手厚くしていただかないと、せっかくの構想も生きていかないとと思うので、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

**藤田委員外議員** 外郭団体の経営状況等で可視化してはありますが、さきほど委員長からも話がありましたけれど、監査をやっている、県が許認可権を持っている公益財団法人、それから一般社団法人、公益社団法人、あるいはNPO法人とか、農協、生協もそうですが、県が監督行政庁に法律上位置付けられている団体が結構多くあって、そこに委託、しかも随意契約の委託事業をかなり出しているところもあって、大半の収入が委託料で賄われているような法人が結構あります。さきほどのツーリズムおおいたも、これから中身が調査され、改善しなければならない事項が整理されてくると思いますが、こういったところに、やはり一定の基準を設け、監督行政庁として内部統制が利くように、何らかの仕組み、取組が必要ではないかなと思うので、ぜひ検討いただきたいと思います。要望です。

**森委員長** ありがとうございます。要望ということでよろしくお願ひします。

そのほか、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに御質疑もないようですので、

これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

**堤委員** 前に聞きましたが、会計年度任用職員の働き方の関係、特に福祉分野が多いですが、総務部で言えば、総務事務センターがほとんど、7割、8割が会計年度任用職員ですね。

仕事の在り方、つまり同一労働、同一賃金で決めていると部長は前に答弁しましたが、あそこの仕事は、結局、パソコン入力、エクセル等の入力がメインですね。人事異動とか年末調整とか、そういう仕事をする場合の賃金の決定方法、つまり、今、そこの人は日給で九千百何ぼかな、その日給を決める方法は、同じ仕事で、パソコン入力されている正規職員の給料との差はあるの。それとも一緒なわけ。これは人事課に聞こうか。

**渡辺人事課長** 正規職員との差ということですか。

会計年度任用職員ということで、それぞれ業務に応じた単価は設定していますが、基本的に正規職員と会計年度任用職員の給与の体系の違いはあるので、その部分の差はあると思います。

**堤委員** 私が聞いたのは、基本的に同一労働であれば、同一賃金かと。つまり、部署が違えば、違うのじゃなくて、本来で言えば、労働という単価の中で賃金は決まるわけでしょう。だから、仮に総務事務センターで仕事をされている方は入力業務、皆さんもパソコン等を含めて入力業務をしますね。同一労働だよ。しかし、それでも賃金の体系が違うということは、同一労働、同一賃金の概念から外れるのではないかと言いたかった。そうと思いますが、それはどうなの。

**渡辺人事課長** 当然、総務事務センターについて言えば、正規職員と会計年度任用職員は、例えばボーナスの支給月数も全然違うし、月給も違いますが、そこは同一労働かという点で言うと、当然職務の内容だったり、責任だったり、職責だったり、そこはおのずと正規職員と会計年度任用職員とでは違うということに基づき合理的な差があるので、同一労働をやっているのに賃金が違うじゃないかということとはまた違うのかなと認識しています。

**堤委員** 職種だけ違うということですね。

もう一つ問題として、その部分で、基本的には会計年度任用職員の場合は当然、基本的には日給ですから、9,100円の日給で6時間45分分の賃金が支給されますが、それを超した場合、さっき言った集中してしなきゃならない時期というのが、年末調整とか人事異動とかあるわけでしょう。残業して、その残業した場合には具体的に残業代はどういう形で支払うわけですか。

**渡辺人事課長** 会計年度任用職員の時間外については、基本的にその分を週の中で時間を調整する形を取っているのですが、それでもどうしても時間外にならざるを得ない場合は、時間外手当として支給する形になっています。

**堤委員** でも、それは入るときに、ハローワークの紹介の中にそういったことは書かないでしょう。残業したときはどうするとか、具体的な中身は書いていないし、実際残業をされていて、次の週に調整すると。結局時期によってはできない場合も多いという話も、実際にそこに勤めている方から聞いています。そうなってくると、年休が140時間あるけど、その140時間を消化できないまま辞めざるを得ない。結局5年という一つの区切りがあるから。そういう状況も一方であると。

あわせて、さきほど言ったサービス残業のことは、実質的には時間の調整ではなくて、そのまま打ち切るとか、実際に働く方々の中で、そういう意見、声は出てくるわけです。そういうところを所属長としてどのようにチェックし、どのようにそんな法律違反がないようにチェックしているのか、これは一番大事なことだと思います。そこら辺、総務事務センターではどうしているのか。

**佐藤総務事務センター所長** 基本的に繁忙期は確かにありますが、その間は短期の会計年度任用職員を雇う形にしています。さきほど人事課長からも話があったように、基本的には超過勤務をしないようにという形の構成になっているので、確かに繁忙期的なものはありますが、残る部分については、私ども職員が残って対応し

て乗り切っているのが実情です。

**堤委員** 実際そういう現場の声があるわけですね。正にサービス残業とか、振替の休日が取れなかったとか、実際そういうのが現場にあるわけだから。そういうことは、所長がトップだから、そこら辺がないようにきちっと管理して、残業を職務命令で出さざるを得ない以外の場合には帰らせるように、強力なリーダーシップを取っていただきたいと要望しておきたいし、ぜひお願いしたいと思います。

それと、宣誓書の中に、年2回の賞与、期末手当があるでしょう。6月1日付けと12月1日か。その前に辞めた人、結局11月末で5年間の任用が終わるといった場合には、12月1日はいないわけだから、当然その分の賞与は出ないわけね。時給換算は今1,200円ぐらいかな、つまり1,300円から1,200円に下がっている。その分、賞与があるから年間給与所得が上がるよという話をしていましたが、1か月単位で見ると、辞めたときに、そういう変則的な給与の減額がされるときもあるわけ。だから、そういうのもあるから、実際に宣誓書の中に特段の定めとか、そういうのを書くわけじゃなくて、6月1日にいる場合と12月1日にいる場合というふうに明記すべきだと思います。同意書兼宣誓書か、そういうのがあるでしょう。いつといつが賞与の支給月だというのは、そういうのに明記すべきと思う。ぜひそれは検討してください。

**森委員長** 要望でよろしいですか。

**堤委員** 最後、そういうことで強く要望しておきます。またそういう話が来たら、直接聞くから、お願いします。そういうのが現実にあったから、こういう話を今しています。お願いします。

**森委員長** そのほか、この際ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかにないようですので、これをもって総務部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

委員の皆さまは、この後、協議を行うので、そのままお待ちください。

〔委員外議員、総務部退室〕

**森委員長** それでは、内部協議に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることとします。

次に、県内・県外所管事務調査についてです。

県外調査については、まだ難しい状況にあるかと思いますが、県内については、8月の予定を延期としています。

今後については、いかがいたしましょうか。

〔協議〕

**森委員長** それでは、状況を見ながら私の方で調整したいと思います。

詳細については、委員長に御一任願います。

この際、ほかに何かありませんか。

**事務局** 24日の時間についてですが、執行部と調整しました。

24日金曜日午前10時開始でいかがでしょうか。

**森委員長** 皆さん、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森委員長** それでは、皆さんよろしくお願います。

委員外議員の出席については、いかがいたしましょうか。

〔協議〕

**森委員長** それでは、基本的に委員だけで審査し、委員外議員には案内をして傍聴可とします。

これをもって委員会を終わります。

お疲れさまでした。